

令和5年（2023年）12月11日（月曜日）

第 4 号

令和5年第4回
北海道議会定例会 予算特別委員会第2分科会会議録

第4号

令和5年(2023年)12月11日(月曜日)

出席委員

委員長

大越農子君

副委員長

小泉真志君

高田真次君

千葉真裕君

田中勝一君

中村守君

淵上綾子君

佐々木大介君

檜垣尚子君

太田憲之君

佐藤伸弥君

平出陽子君

吉田正人君

出席説明員

教 育 長 倉本博史君

教 育 部 長
兼教育職員監 北村英則君

学 校 教 育 監 山本純史君

総務政策局長 伊賀治康君

生涯学習推進局長 村上由佳君

学 校 教 育 局 長 川端香代子君

道立学校配置・制度
担当 局長 齊藤順二君

指 導 担 当 局 長 山城宏一君

特別支援教育
担当 局長 堀籠康行君生徒指導・学校安全
担当 局長 伊藤伸一君

ICT教育推進局長 相川芳久君

教 職 員 局 長 谷垣朗君

総 務 課 長 岡内誠君

施 設 課 長 金田敦史君

教育政策課長 出分日向子君

高校教育課長
兼ICT教育推進
担当 課長
(高校教育) 相馬利幸君学力向上推進課長兼
ICT教育推進課長 高橋宏明君特別支援教育課長
兼ICT教育推進
担当 課長
(特別支援教育) 大畑明美君

健康・体育課長 今村隆之君

生徒指導・学校安全
課 長 大槻直広君

教 職 員 課 長 立花博史君

働き方改革担当課長 中嶋英樹君

教職員事務課長 杉島美穂君

議会事務局職員出席者

議 事 課 主 幹 三上健治君

議 事 課 主 査 馬場貴史君

同 杉崎正君

同 青柳和彦君

同 福井宏次君

同 甲斐友規君

同 澤田真一君

午後1時1分開議

○小泉真志副委員長 これより本日の会議を開きます。
報告をさせます。

〔馬場主査朗読〕

1. 議長及び予算特別委員長から、委員の異動について、滝口信喜議員の委員辞任を許可し、佐藤伸弥議員を委員に補充選任し、第2分科委員に補充指名した旨、通知がありました。

1. 本日の会議録署名委員は、

高 田 真 次 委 員

田 中 勝 一 委 員

であります。

○小泉真志副委員長 それでは、議案第1号、第12号、第13号及び第19号ないし第21号を一括議題といたします。

1. 教育委員会所管審査

○小泉真志副委員長 これより教育委員会所管部分について審査を行います。

質疑並びに質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

檜垣尚子さん。

○檜垣尚子委員 通告に従いまして、順次質問してまいります。

まず初めに、学校の暑さ対策についてであります。

さきの我が会派の代表質問では、学校の暑さ対策として、空調設備の整備について伺い、教育長からは、国の支援策を活用しながら可能な限り整備できるよう、早急に検討を進める旨の答弁があったところです。

今回、追加で補正予算案の提案があった道立学校校舎空調整備費について、以下、伺います。

初めに、空調設備の整備について、今回の追加予算案では、特別支援学校25校を整備対象とした考え方について伺います。

また、他の特別支援学校や道立高校への空調設備の整備についてはどのように取り組んでいくのか、伺います。

○小泉真志副委員長 施設課長金田敦史さん。

○金田施設課長 空調設備の整備についてであります。肢体不自由者、または知的障がい者である児童生徒は、体温調節が困難であったり、自らの意思をうまく伝達できない場合があることから、こうした児童生徒が多く在籍する特別支援学校のうち、まずは、比較的夏季の気温が高い地域に所在する25校を整備対象として選定したところでございます。

また、今回整備予定の特別支援学校25校以外については、幼稚部、小中学部を有する学校を優

先しながら段階的に整備を進めることとし、高等学校については、校舎の老朽化に伴う大規模改造工事等に合わせて整備を行うことを基本として検討してまいります。

○**檜垣尚子委員** しっかりと予算を確保して検討していただきたいと思います。

このたびの予算案では、全道の全ての高等学校の普通教室に、また、特別支援学校は普通教室と寄宿舎に簡易型空調機器を整備することとしていますが、この整備の考え方について伺います。

○**小泉真志副委員長** 健康・体育課長今村隆之さん。

○**今村健康・体育課長** 道立学校への簡易型空調機器の整備についてでございますが、道教委では、この夏の暑さを踏まえ、来年の夏の暑さ対策のため、児童生徒が一日の大半を過ごす普通教室と、児童生徒の生活の場である特別支援学校の寄宿舎舎室に簡易型空調機器を設置することといたしました。

なお、教室の広さや児童生徒数を勘案し、高等学校の普通教室には各2台、特別支援学校の普通教室と寄宿舎舎室には各1台を設置することといたしました。

○**檜垣尚子委員** 既に簡易型空調機器が整備されている市町村立学校では、教室全体への効果が十分ではないとの声も聞こえてきますが、道教委としては、その効果についてどのように把握しているのか、伺います。

○**今村健康・体育課長** 簡易型空調機器の効果についてでございますが、道教委では、簡易型空調機器の効果等を調査するため、道立総合研究機構北方建築総合研究所に意見を伺いましたところ、窓枠クーラーと二重窓の間に白い布等かけるなど適切な日光遮蔽により、簡易型空調機器でも一定程度の冷却はできるとの助言を得たところでございまして、今後、機器の整備に合わせて、サーキュレーターの利用など効果的な冷却方法を各学校に指導助言してまいります。

○**檜垣尚子委員** 空調設備の整備に伴って、電気料金等の経費も増加することとなります。増加する経費についてしっかりと措置することが必要ですが、対応について伺います。

○**今村健康・体育課長** ランニングコストについてでございますが、道教委では、これまで、学校教育や児童生徒に直接影響のある経費について必要な予算の確保に努めてきてございまして、適正な学習環境の確保のために必要な電気料金や暖房費等を含めた学校運営費につきましても、同様の考えで対応してきてございます。

空調設備や簡易型空調機器の整備により電気料金の増加が見込まれますが、引き続き、必要な予算の確保に努めてまいります。

○**檜垣尚子委員** 予算案では、音楽室や美術室等の特別教室への整備が盛り込まれていません。

児童生徒の教育活動を安全に実施するためには、特別教室への整備も必要と考えますが、今後の予定について伺います。

○**今村健康・体育課長** 特別教室についてでございますが、空調設備の整備には多額の予算を要するため、児童生徒が在校時間の多くを過ごす普通教室を優先して整備することといたしました。

今後は、特別支援学校において段階的に進める予定の普通教室への空調設備の整備状況に応じ、簡易型空調機器を、順次、普通教室から特別教室に移設することとごさいまして、高等学校におきましても、大規模改造工事に合わせて特別教室への移設を進めてまいります。

○**檜垣尚子委員** 次に、職員室への整備についてです。

子どもを優先することは理解しますが、教員不足が深刻な中、教職員の労働環境の確保も大変重要と考えます。

職員室への整備について、どのように考えているのか、伺います。

○**小泉真志副委員長** 指導担当局長山城宏一さん。

○**山城指導担当局長** 職員室への整備についてであります。学校保健安全法では、児童生徒及び職員の健康の保持、増進を図ることが求められており、職員室の環境整備も重要であります。このたびの予算案においては、限られた財源の中で、児童生徒等への対応を優先したところであり、職員室などについても可能な限り整備できるよう検討してまいります。

○**檜垣尚子委員** 道立学校の整備について伺ってきましたが、道内の市町村立小中学校における空調設備及び簡易型空調機器の整備についてはどのような予定となっているのか、伺います。

○**今村健康・体育課長** 市町村立学校への整備についてであります。道教委が本年11月に実施をいたしました、学校における空調設備及び簡易型空調機器の整備状況に関する調査では、整備予定のある自治体は、道内179市町村のうち、144市町村でございまして、その内訳といたしましては、空調設備については、延べ124市町村の1120校、簡易型空調機器については、延べ66市町村の1006校となっております。

なお、残りの35市町村のうち、25市町村は既に空調設備を整備済みであり、10市町村につきましては、具体的な対応を検討中という回答を得ているところでございます。

○**檜垣尚子委員** 本道では、来年度に向けて、数年分の空調設備と簡易型空調機器の整備が一気に進むこととなりますが、市町村分も含め、北海道全体として、空調設備や機器の確保、必要な工事が実施されるよう取り組んでいく必要があります。

道教委としては、今後どのように進めていくのか、伺います。

○**小泉真志副委員長** 教育部長北村英則さん。

○**北村教育部長** 整備の円滑な実施についてであります。道教委では、北海道内の道立、市町村立、私立学校などにおきまして、来年度までに必要と見込まれる空調設備や機器を確保できるよう、道学事課とも連携し、過日、道内外の空調設備等に関する事業者団体などに対しまして、直接訪問し、生産・供給体制の強化や必要な工事の実施について要請を行ったところでございます。

道教委といたしましては、引き続き、関係団体に必要な働きかけを行うほか、市町村に対しまして、国の支援などについて情報提供し、本道の子どもたちの安全、安心な教育環境を確保するため、道全体で、学校における暑さ対策が進むよう取り組んでまいります。

○**檜垣尚子委員** ラピダスや大阪万博の整備に関わる人材が流れていっているようなお話も聞こ

えてきています。そのような状況の中でも、何とか夏休み前までに整備が終われるようお願いいたします。

次に、今後の暑さ対策についてですが、夏季休業期間の延長や熱中症対策の徹底をはじめ、空調設備の整備を計画的に実施することによって、本道の子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、道教委としては、今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

○小泉真志副委員長 教育長倉本博史さん。

○倉本教育長 今後の暑さ対策についてであります。学校は、児童生徒が一日の大半を過ごす学習の場であることから、安全、安心で快適な教育環境の整備が重要との考え方の下、道教委では、喫緊の課題となっている学校の暑さ対策について、ソフトとハードの両面から検討を進めてまいりました。

ソフト対策につきましては、長期休業期間を50日以内から56日以内に変更するとともに、「熱中症に関する危機管理マニュアル」を改訂し、暑さ指数が31度を超えた場合には、運動を原則中止とする取扱いの徹底や、熱中症警戒アラート発表時には、臨時休業の実施を検討することとしたところです。

また、ハード対策といたしましては、来年の夏までに道立学校における全ての普通教室に簡易型空調機器を設置するほか、特別支援学校における空調設備の整備を段階的に進め、高校は、大規模改造工事等に合わせ、整備を検討していくこととしております。

道教委といたしましては、こうしたソフト及びハードの対策を効果的に活用し、各学校における暑さ対策の徹底を図り、子どもたちの安全、安心な教育環境の整備に努めてまいります。

○檜垣尚子委員 数が数だけに大変な作業と思われませんが、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、不登校児童生徒への支援についてであります。

今定例会での我が会派の代表格質問、一般質問において、不登校対策について伺い、教育長からは、実効性ある北海道版不登校対策プランを年度内に策定する旨の答弁がありました。

今後、道教委は不登校対策にどのように取り組んでいくのか、以下、伺います。

道教委が先般公表した調査結果では、本道において、小中学校における不登校の児童生徒数は、令和4年度は過去最多となっていると承知していますが、過去5年間の不登校児童生徒数の推移とその受け止めについて伺います。

○小泉真志副委員長 生徒指導・学校安全課長大槻直広さん。

○大槻生徒指導・学校安全課長 本道の不登校児童生徒数の推移についてであります。国が実施している「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果によりますと、公立小学校では、平成30年度が1539人であったところ、令和4年度は3713人と約2.4倍、公立中学校では、平成30年度が4881人であったところ、令和4年度は8463人と約1.7倍となっております。

また、令和4年度の1000人当たりの不登校児童生徒数は、小学校では、全国が17.0人であるのに対し、本道は16.3人、中学校では、全国が59.8人であるのに対し、本道は71.7人となっております。

ます。

道教委といたしましては、小学校と中学校のいずれも不登校児童生徒数の増加傾向が見られることに加え、特に中学校においては、1000人当たりの不登校生徒数が全国平均を約10ポイント上回っており、生徒指導上の喫緊の課題と受け止めております。

○檜垣尚子委員 本調査結果では、本道における不登校児童生徒のうち、2割を超える児童生徒が、学校内外の機関等とつながりがなく、教育相談や学習指導などを受けていない状況となっています。

不登校となっている間も児童生徒は様々な不安や悩みを抱えているものであり、こうしたときこそ、一人一人に合った教育相談や学習機会を確保することが必要だと考えますが、道教委として今後どのように取り組むのか、伺います。

○大槻生徒指導・学校安全課長 教育相談や学習機会の確保についてであります。国の調査では、本道における不登校児童生徒のうち、学校内外の機関等で指導を受けていない児童生徒の割合は、小学校で20.1%、中学校で25.8%となっております。

道教委といたしましては、各学校において、学級担任や養護教諭と、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの専門家がチームとなって連携し、児童生徒一人一人の心身の健康状況や学習状況などについての的確なアセスメントを行い、教育支援センターや医療機関等の関係機関に確実につながる支援が展開できるよう、ケース会議などにおいて支援の在り方を検討するなどして、一人一人の学習機会の確保と効果的な教育相談体制の構築に努めてまいります。

○檜垣尚子委員 不登校となった場合、児童生徒だけではなく、その保護者も不安が高まるものです。また、我が子にどのように声をかけたらよいのかなどの悩みを一人で抱え込んでいる保護者の方も少なくないと考えます。

こうした不安や悩みを抱える保護者の方への支援も大切であると考えますが、道教委としてはどのように対応していくのか、伺います。

○大槻生徒指導・学校安全課長 不登校児童生徒の保護者への支援についてであります。道教委では、保護者が悩みを抱えて孤立せず、適切な情報や支援を得られるよう、スクールカウンセラー等を学校に派遣し、児童生徒が不登校になることで不安や焦りを感じている保護者へのカウンセリング等を通じた支援に努めますとともに、不登校に関する様々な情報を集約したポータルサイトにおいて、必要な相談窓口や市町村教育支援センター、フリースクールなどの相談・指導施設の情報を掲載し、学校等を通じて周知してまいりました。

今後は、保護者のニーズにより一層応えられるよう、スクールカウンセラーによる保護者を対象とした教育相談の活用促進を図るとともに、ポータルサイトの内容を随時更新し、道教委の広報誌に加え、新たにSNS等も活用してきめ細かく情報発信するなど、保護者に寄り添った支援の充実に努めてまいります。

○檜垣尚子委員 不登校児童生徒への支援に関し、道外では、学校関係者、フリースクールの代表者なども含めて対策検討協議会を設置し、支援の在り方を検討している自治体や、不登校をは

じめ、様々な課題を抱える子どもへの支援を継続的、一体的に行う窓口を教育委員会に設置している自治体などが見られます。

一方で、道教委では、去る10月に、不登校児童生徒支援連絡協議会を開催し、教育関係者で意見交換を行ったものと承知していますが、やはり、連絡協議会にとどまらず、他自治体の先進事例のように、対策検討協議会を設置し、新たな長期欠席児童生徒を生まないための効果的な取組や、登校支援が必要な児童生徒への支援の在り方などを具体的に検討し、取組を推進することも重要です。

道内外の先進事例を積極的に把握し、発信していくことも必要であると考えますが、道教委の対応について伺います。

○小泉真志副委員長 生徒指導・学校安全担当局長伊藤伸一さん。

○伊藤生徒指導・学校安全担当局長 先進的な事例についてであります。他県の市町村の中には、不登校児童生徒への支援として、乳幼児期から就労に至るまで、児童生徒の所属機関や相談機関などが連携し、切れ目なく個々に応じて支援する取組や、市の教育支援センターがフリースクールと連携して家庭訪問を実施し、教育相談等を行う取組など、学校や教育委員会と地域の関係機関等が積極的に連携し、効果的に支援している事例がありますことから、こうした事例や成果につきまして、本道の各市町村教育委員会の参考となるよう紹介していくこととしております。

道教委といたしましては、今後も、積極的に他県等の先進事例を収集し、学校や市町村教育委員会、フリースクール等で構成します不登校に関する協議会におきまして、情報共有を通じて具体的な対策について検討するなど、機能強化を図るなどして、市町村教育委員会や学校への支援の一層の充実に向けて取り組んでまいります。

○檜垣尚子委員 道教委が関わっている小・中・高等学校の年齢の前後のつながりも考え、それぞれの関係部局とより一層連携して、一貫した支援となるよう望みます。

次に、対策プランの策定についてです。

年度内の対策プランの策定に当たっては、学校関係者はもとより、保護者や児童生徒の実情やニーズをしっかりと把握し、不登校増加の要因を分析するとともに、外部からの意見等も参考にして、一人一人に寄り添い、社会的な自立につながる対策を検討する必要があると考えます。

道教委としては、今後どのように対応していくのか、伺います。

○小泉真志副委員長 学校教育監山本純史さん。

○山本学校教育監 不登校対策プランの策定についてであります。道教委では、児童生徒が不登校となるきっかけや長期化する実情、現在の学びの場の状況や支援のニーズなどについて、日頃から、不登校の児童生徒や保護者と信頼関係の構築に努めている学校や市町村教育支援センター、フリースクール等の民間教育施設などの職員等から状況を伺うなどして、不登校児童生徒への効果的な支援につなげることとしております。

また、本道での不登校増加等の要因分析に当たりましては、把握した実情やニーズはもとよ

【第2分科会 12月11日 第4号】

り、これまでの調査結果等を基に、学識経験者、臨床心理士などから専門的な見地での意見を伺うこととしており、こうした分析などを基に、不登校により学びにアクセスできない子どもをゼロにすることを柱とした北海道版不登校対策プランを年度内に策定し、学校、市町村教育委員会や福祉等の関係機関と一層連携をして、不登校児童生徒の支援に取り組んでまいります。

○檜垣尚子委員 どうぞよろしくお願いいたします。

次に、教職員の人事に関して、教職員の定年引上げについてであります。

昨年6月の地方公務員法の一部改正を受けて、昨年12月に関係条例が公布され、教職員も65歳まで段階的に定年が引き上げられることとなります。教職員の定年引上げについては、昨年の4定議会予算特別委員会においても、我が会派の同僚議員が質疑を行い、役職定年の取扱いなど、詳細な取扱いが決まっていない内容もあったものと承知しています。

定年引上げの初年度を迎えるに当たり、昨年の議論も踏まえ、制度の具体の運用などについて、以下、伺います。

今年、60歳となる教職員は、初めて定年が引き上げられる世代となりますが、職員一人一人の生き方や働き方が多様化する中、今後の働き方に不安を感じる教職員も少なくはなく、そのような教職員への配慮は大変重要と考えます。法でも、60歳に達する前年度に、制度に関する情報提供を行い、意思確認を行うよう定められていますが、来年度、60歳となる教職員に対し、情報提供や意思確認をどのように行ってきたのか、また、意思確認の結果はどのようにになっているのか、併せて伺います。

○小泉真志副委員長 教職員課長立花博史さん。

○立花教職員課長 教職員への情報提供などについてであります。定年の引上げに伴い、役職定年制や定年前再任用短時間勤務制の導入、給与水準の変更など、勤務条件が大きく変化することから、職員が新たな制度を理解し、自らの働き方について考えることができるよう、あらかじめ制度の内容について丁寧に説明していくことが大切です。

そのため、道教委では、昨年度、定年の引上げに関し、制度の内容や選択肢となる働き方などについて資料を作成し、今年度、60歳となる全ての職員に配付するとともに、任用や給与の措置に関する研修動画を作成し、ユーチューブ上で配信するなど、制度の周知に努めてきたほか、質問や相談などに随時答えてきました。

その上で、本年1月と11月の2回、令和6年度以降における勤務について意向を確認しており、11月の確認の結果、60歳での退職を希望する職員が全体の19.2%、来年度は短時間勤務を希望する職員が2.6%でありまして、78.2%は、常勤職員としての勤務を希望しております。

○檜垣尚子委員 今年度までは、60歳に達した教職員については、再任用職員としてフルタイム、あるいはハーフタイムでの勤務など、ライフプランや健康状態などに応じた働き方を可能としましたが、定年引上げ後においても、いわゆる定年前再任用短時間勤務制という選択も可能となっていると承知しています。

昨年の質疑では、定年前再任用短時間勤務については、本人の意向も踏まえ、選考の上、決定

すると伺っていますが、先ほどの答弁でも、希望される方がおられるとのことであり、今後どのような手続で任用を決定していくのか、伺います。

○立花教職員課長 定年前再任用短時間勤務制についてであります。定年引上げ後は、引き上げられた定年まで常勤職員として勤務することが原則となりますが、60歳を迎える職員がライフプランや健康状態などに応じて働き方を選択できるよう、本人の意向を踏まえ、短時間勤務の職員としての再任用もできることとしております。

任用に当たりましては、短時間勤務を希望する職員からの選考申込書の提出を受け、業績評価、勤務実績などを参考にするとともに、校長等が面談を実施した上で、本人の意欲や能力、健康状態などを勘案し、その可否を決定することとなりますが、短時間勤務の場合も、定数内職員としての配置となりますことから、配置校において欠員が生じないように、短時間勤務の職員を複数配置するなど人事上の調整も必要であり、勤務場所に関する本人の意向なども踏まえて対応してまいります。

○檜垣尚子委員 定年引上げに伴い、特に管理職員については、60歳となる年度末で役職定年となり、原則として管理職から教諭などに降任することとなりますが、昨年の質疑では、例外として管理職として任用する特例任用の導入を検討するとのことでした。

教職員の役職定年制について、どのように運用することとしているのか、伺います。

○立花教職員課長 役職定年制についてであります。定年年齢を65歳まで段階的に引き上げることに伴い、組織の新陳代謝や組織活力を維持する観点から、校長をはじめとした管理職員については、原則、60歳で管理職以外の職に降任させることとしております。

また、役職定年制の例外として、退職や降任等に伴う管理職員の欠員を容易に補充することができず、業務の遂行に重大な支障が生じる場合は、役職定年後も管理職員として特例的に任用することができることとしており、教頭の確保が困難な場合などには、必要な人員を配置することとしております。

なお、特例的な任用により配置する際には、管理職員としての知識や経験などを学校運営や後進の育成に生かすことができるよう、一人一人の適性や能力なども踏まえる必要があると考えております。

○檜垣尚子委員 次に、教員の確保についてです。

教員の確保が課題となる中、定年年齢の段階的引上げにより、令和13年までは定年になる者がいない年といる年と交互に繰り返すことになり、教員採用にも影響があるものと考えます。先ほどの答弁では、60歳での退職を希望されている方もおられるとのことであり、近年、教員不足が大きな課題となる中、定年引上げに伴う影響も踏まえた教員の確保が重要であると考えます。

道教委では、教員確保のための新たな取組として、今年17日に、大学3年生を対象とした特別選考を実施するものと承知していますが、出願状況等はどのようになっているのか、来年度以降の対応も含め、伺います。

○立花教職員課長 特別検査の出願状況などについてでございますが、今年17日に実施いたしま

【第2分科会 12月11日 第4号】

す特別検査につきましては、11月6日から11月24日まで出願を受け付け、出願者数は、小学校207名、中学校246名、高等学校165名、特別支援学校33名、養護教諭93名、栄養教諭19名で、合計763名となっております。

そのうち、道内からの出願者が668名、また、大学3年生の出願者が合計698名と出願者全体の約9割を占めており、多くの方が早期の受検を選択されたことで、今後の教員の確保につながることを期待しております。

このたびの特別検査については、文部科学省から検査問題の提供を受けて実施するものであり、来年度以降の実施につきましては、今後の文部科学省の対応を踏まえるとともに、今年度の出願状況を考慮し、選考検査全体の改善と併せて検討してまいります。

○檜垣尚子委員 ただいま、今年度の様子をお聞きしていても、出願者の皆様が早い段階で将来を考えていることも分かり、教員確保の取組としてはとてもよい流れになってきていると感じます。こちらの取組は、ぜひ、来年度も引き続きお願いしたいと思っております。

道教委では、教員養成大学と連携し、本道の未来を担う教員の育成を目指し、高校段階で教員の仕事を理解し、教員となる素養を育てる「みらいの教員育成プログラム」に取り組んでいると伺っています。

これまでの取組の概要と今後の展開について伺います。

○小泉真志副委員長 高校教育課長相馬利幸さん。

○相馬高校教育課長 「みらいの教員育成プログラム」の取組についてであります。道教委では、北海道教育大学と連携し、将来、教員になることを希望する生徒が、高校生段階から教員の仕事を理解し、教員になるための素養や意欲を高めることを目的とし、令和4年度から「みらいの教員育成プログラム」を開始し、昨年度は、このプログラムで、道央圏の拠点校として位置づけた札幌北稜高校の2年生を対象に、学校設定教科「教員基礎」を設置し、小学校での実習や大学教員による講義などを実施したところであります。生徒のアンケートでは、教師が日々考え、行動していることを深く知ることができた、自分の理想の教師像を考えることができたなどの意見が寄せられました。

本年度は、プログラムの実施校を、道央圏で1校から6校に拡大するとともに、道北圏では旭川北高校を、道東圏では釧路江南高校を新たに拠点校と位置づけ、事業規模を拡大して実施しており、今後は、参加者や高校と大学の教員へのアンケートを実施し、成果と課題を明確にした上で、参加対象校の拡大などプログラムのさらなる充実につなげてまいります。

○檜垣尚子委員 今回の特別選考が新たな人材の確保につながることを大いに期待していますが、教員不足の状況が解消されていない中、こうした取組に加えて、新たな人材の確保につながる取組をさらに充実していくことも必要と考えますが、どのように取り組んでいくのか、伺います。

○小泉真志副委員長 教職員局長谷垣朗さん。

○谷垣教職員局長 教員の確保についてでございますが、教員志願者の減少が続く中、道教委で

は、これまで、道外も含めた会場の増設や特別選考の対象者の拡大など、教員志願者がより受検しやすくなるよう選考検査の改善を行ってきたほか、様々な媒体の活用や市町村、大学等の協力などにより、教員の確保に努めてまいりました。

一方、教員免許を有しながら他の進路を選択し、社会人としての経験を積む中で、改めて教職を希望する方なども少なからずおり、こうした方々を積極的に採用することは、教員の確保だけではなく、均一的と言われる学校組織に多様性をもたらすことなども期待できるものと考えております。

そのため、道教委といたしましては、来年度の選考検査に向け、社会人経験者を対象とした新たな受検区分の設定と併せて、受検対象者の拡大について検討するなど、教員養成大学の意見なども踏まえながら、教員の確保につながる教員採用選考検査のさらなる改善を検討してまいります。

○檜垣尚子委員 いろいろな社会経験をされた方から学ぶという形は、これからの将来を考える生徒、そして先生たちにとっても大きな刺激と気づきを得るものと思います。人材確保という点からも、このような採用の形に新鮮さを感じますし、期待したいと思います。

次に、今後の取組についてですが、定年の引上げを中心に教職員の人事について伺いましたが、定年の引上げは、採用動向や職員の年齢構成の変化をはじめ、教職員の人事にも少なからず影響を及ぼすものと考えます。

こうした影響も考慮した上で、学校運営にも配慮しながら、適正な教職員人事を進めることが重要になると考えますが、道教委は、今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

○北村教育部長 教職員人事に関して、今後の取組についてであります。定年の段階的引上げに伴い、年度ごとの退職者数の変動による採用者数や職員の年齢構成への影響なども生じてくるものと考えており、今後の教職員人事ではこうした状況変化を考慮する必要がございます。

道教委といたしましては、引き続き、60歳以降の勤務に関する意向の確認を通じて退職予定者の数を的確に把握した上で、採用計画に基づく教員の安定的な確保に取り組みますとともに、60歳を迎えた職員がその専門性や経験を最大限に生かし、働き続けることができるよう、学校の特色や職員の年齢構成なども考慮しながら、適切な人事配置を進めるなど、学校がチームとして活力を維持し、最大限に力を発揮できる教職員の配置に努めてまいります。

○檜垣尚子委員 次に、地域を支える医療人材の育成についてです。

少子・高齢化が進む本道において、地域を支える医療人材の育成は重要な課題となっております。

今年の第2回定例会予算特別委員会でも質問いたしましたが、道立高校における医師や看護師を目指す生徒の育成に向けた取組について、以下、伺います。

医療人材の確保に向け、道教委では、将来における地域医療を支える人材を育成するため、地域医療を支える人づくりプロジェクト事業に取り組んでおり、本事業の中で、医学部への進学を目指す生徒を対象に、メディカル・キャンプ・セミナーを実施していると承知しています。さき

【第2分科会 12月11日 第4号】

の予算特別委員会では、今年度から、本セミナーの参加対象を市町村立高校や私立高校に拡大したとの答弁がありましたが、その実績について伺います。

また、参加した高校生や運営に協力いただいた大学生からどのような声が寄せられているか、併せて伺います。

○相馬高校教育課長 メディカル・キャンプ・セミナーについてではありますが、医学部への進学を目指す高校生を対象に、地域医療の現状の講演や医学部生等との交流などを行い、医師という職業への理解を深め、進路希望の実現に向けた意欲の高揚などを図ることを目的としたこの事業では、これまで道立高校の生徒を参加対象として実施してきましたが、本年度からは、市町村立や私立の高校生も対象に加え実施することとしたものであり、本年度の参加者数は、前年度比5名増の105名で、そのうち、市町村立と私立の高校生は25名でありました。

参加した高校生からは、医学部を目指す仲間と交流することができて医師を目指すモチベーションが高まった、地域医療について仲間と話し合う中で知識が深まり、将来、自分も地域の医療を助けたいと思った、また、運営に協力いただいた医学部生からは、高校生の医学部を目指す意識がとても高く、驚いたなどの感想が寄せられました。

○檜垣尚子委員 地域医療を支える人づくりプロジェクト事業では、道立学校9校を指定校とし、医学部医学科への進学を目指す生徒に対し、きめ細かな学習支援を行うため、数学、外国語等の授業で少人数指導を行う医進類型を設置しております。

前回の質問では、医学部進学に実績を上げてきている医進類型指定校に対する教員加配の継続について伺い、引き続き、必要な加配措置が行われるよう国に要望するとのことでしたが、現時点での検討状況や見通しについて伺います。

○小泉真志副委員長 総務政策局長伊賀治康さん。

○伊賀総務政策局長 医進類型指定校への教員配置についてでございますが、道教委では、地域医療を担う人材の育成を図るため、医進類型を設定している高等学校に対する教員の加配措置が継続されるよう、本年10月に、少人数指導を充実させるための加配定数の拡充について国に対して要望するとともに、11月に、令和6年度に向けて、医進類型を設定する高等学校への少人数指導加配を含めた数で国に対して申請をしたところでございます。

来年度の具体的な配置につきましては、今後、国から措置される加配数の範囲内で、その時々々の状況を踏まえ、他の学校への加配も含め、本道の教育環境を充実させるよう検討することとなりますが、医学部への進学を目指す生徒の進路実現を図るため、今後も様々な支援を行えるよう、医進類型指定校に必要な加配措置について検討してまいります。

○檜垣尚子委員 改めて、医進類型指定校へしっかりと加配措置がされるよう求めます。

次に、医療を支える人材として、看護師についてですが、看護科とその専攻科を合わせた5年一貫教育による看護師養成課程が、稚内高校と美唄聖華高校に設置されています。

近年、看護科の入学者が減少していると聞いていますが、過去3年間の入学人数と減少している要因をどのように考えているのか、併せて伺います。

○相馬高校教育課長 看護科における入学者の推移についてであります。道立高校における看護に関する学科の募集定員は、美唄聖華高校が80名、稚内高校が40名の合計120名であり、両校を合わせた入学者数は、令和3年度が91名、令和4年度が69名、5年度が77名となっております。

看護師国家試験の受験資格を得るためには、高校の看護科と専攻科を合わせた5年一貫校で学ぶ必要や、高校卒業後に看護専門学校や道立高等看護学院、大学の看護師課程等で学ぶ必要があり、高校等の5年一貫校は、受験資格を最も早く得られる特徴がありますが、道が公表しております「看護師等学校養成所の状況」によりますと、ここ数年、看護師課程を有する大学が募集人員を増やしており、このことが看護に関する学科の入学者数減少の要因の一つであると捉えております。

○檜垣尚子委員 令和5年3月に専攻科を卒業した生徒の国家試験の合格率や、就職先の状況について伺います。

○相馬高校教育課長 専攻科卒業生の進路についてであります。令和5年3月に美唄聖華高校と稚内高校の専攻科を卒業した者は108名であり、これらの卒業生の看護師国家試験の合格率は、美唄聖華が100%、稚内が約92%であり、いずれも全国平均の90.8%を上回っております。

また、卒業生のうち、医療機関に就職した者は、両校を合わせて101名であり、美唄聖華高校では、空知管内の医療機関が5名、道内が40名、道外が21名の合計66名、稚内高校では、宗谷管内が14名、道内が18名、道外が3名の合計35名となっております。

また、保健師や助産師などの資格取得を目指し、両校を合わせて7名が大学や専門学校に編入学をしております。

○檜垣尚子委員 いずれの看護科も地域の看護師養成に大きな役割を果たしてきていますが、入学者の確保に向けてどのように取り組んでいるのか、伺います。

また、看護科以外の普通科や総合学科において、看護系の大学や専門学校などへの進学を目指す生徒に対してどのように取り組んでいるのか、伺います。

○山城指導担当局長 入学者の確保等についてであります。看護科を設置する2校では、毎年度、管内はもとより、道内各地で中学生やその保護者、教員等を対象として、看護科の魅力を紹介する学校説明会を開催しているほか、体験入学を実施し、学校の特徴をPRしています。

また、道教委では、各学科の学習内容や進路状況等をまとめた中学生向けパンフレットを作成し、看護実習や戴帽式などの取組を紹介するなど、入学者の確保に努めております。

また、看護科を設置している学校以外の学校においても、看護系大学等への進学を希望する生徒に対し、地域の医療機関等と連携したインターンシップを実施しているほか、砂川高校や旭川南高校では、看護に関する科目を設定するなど、地域資源を活用して進路希望に応じた指導を行っております。

今後は、看護科卒業生が母校の中学校で体験談を伝えるなどして、看護に対する関心を高めるとともに、看護師の社会的な意義や役割について理解を深める取組の充実を図ってまいります。

○**檜垣尚子委員** 地域医療を支える人材の育成は、本道にとって大変重要な課題と考えておりません。

道教委としては、今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

○**倉本教育長** 地域医療を支える人材の育成についてであります。本道においては、人口減少や少子・高齢化の進行に伴い、労働力人口が年々減少する中、医療人材を継続的に確保していくための対策を講じる必要があります。そのため、医療従事者を目指す高校生に対し、地域医療の現状に対する理解の促進や、地域医療を担う使命感の育成など、進路希望の実現に向けた支援を行っていくことが必要であります。

道教委といたしましては、地域医療を支える人づくりプロジェクト事業の中で、医療従事者による講演などを行う高校生メディカル講座や、医療機関の見学や医療従事者との座談会などを行う地域医療体験事業を実施し、医療人に必要とされる豊かな人間性の育成を図ることや、地域医療の現状についての認識を深める取組を行ってきており、今後は、こうした取組をさらに充実することにより、医療従事者を目指す高校生の意欲の増進を図るとともに、医療人に必要とされる資質、能力の育成に努め、本道の地域医療を担う人材が1人でも多く育つように取り組んでまいります。

○**檜垣尚子委員** 医療人材の育成には、一定期間の学びが必要であり、短期間で補えるものではないと思いますので、早い段階から生徒たちに地域医療の将来を考えてもらえるような取組を引き続き進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、ヤングケアラーへの支援についてであります。

昨年4月に北海道ケアラー支援条例が施行され、本年3月には北海道ケアラー支援推進計画が策定されました。計画の中では、ケアラーやその家族を地域社会全体で支えるまちづくりの実現を目指して、普及啓発の促進、早期発見及び相談の場の確保、ケアラーを支援するための地域づくりの三つの柱を基本的施策とし、学校においても、ヤングケアラーを関係機関につなぐなど適切な支援が求められています。また、先月は、ケアラー支援推進月間として、全道で理解を広げるため、集中的な取組が行われたと伺っています。

そこで、ヤングケアラーへの支援について、以下、伺ってまいります。

道が行った昨年度までの実態調査では、小学校5年生及び6年生の4.7%、中学校2年生の3.9%、全日制高校2年生の3.0%がヤングケアラーであることが明らかになりました。

このような実態を踏まえ、教職員がヤングケアラーの実情や支援の在り方について理解を深める必要がありますが、道教委ではこれまでどのような取組を進めてきたのか、伺います。

○**大槻生徒指導・学校安全課長** 教職員への理解促進についてであります。北海道ケアラー支援条例では、教職員は、ヤングケアラーの状況を確認し、支援の必要性を把握することや、教育等に関する相談に応じるよう努めることとされており、道教委では、昨年度から、教職員向け研修資料や、児童生徒の学校での様子や家族の状況などからヤングケアラーを早期発見するための項目を示したアセスメントシートを各学校に配付し、活用促進に取り組んでまいりました。

また、本年度は、こうした取組に加え、社会福祉士などを講師としたオンデマンド研修資料をテーマ別に複数作成、配付し、全ての学校が計画的に研修しており、学校からは、周囲の大人がヤングケアラーに早く気づくことの大切さについて理解できたなどの声があった一方で、どのようにして困っている子どもを見極めるのか判断が難しいとの声があることから、教職員の理解が一層促進されるように取り組む必要があります。

○檜垣尚子委員 ただいま、学校からは、周囲の大人がヤングケアラーに早く気づくことの大切さについて理解できたなどの声があった一方で、どのようにして困っている子どもたちを見極めるのか判断が難しいとの声があるとの御答弁がありました。ヤングケアラーへの支援はまだ始まったばかりの中で、教職員の皆さんもいろいろと御苦労されているものと考えます。

御答弁いただいたほかに、どのような声が聞かれるのか、改めて伺います。

○伊藤生徒指導・学校安全担当局長 教職員の声についてであります。研修後におきまして、参加した教職員からは、ヤングケアラーと思われる子どもを把握した後、関係機関へのつながりが難しいと感じた、教職員も含め、周囲の大人が具体的にどのような支援ができるのか、事例研究などの研修が必要などがアンケートで寄せられました。

○檜垣尚子委員 ヤングケアラーの支援に当たっては、学校と関係機関が連携を図り、子どもの情報を多面的に収集しながら、より効果的な支援につなげることが重要です。

こうした支援を行うことができるよう、道教委はどのように取り組んできたのか、伺います。

○大槻生徒指導・学校安全課長 学校と関係機関との連携についてであります。学校がヤングケアラーと思われる児童生徒を、福祉、医療、介護等の関係機関に適切につなぐことが不十分であってはならず、社会福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーとこれまで以上に連携し、支援することが重要です。

道教委では、これまで、児童生徒を緊急に支援する必要があるなど、実情に応じてスクールソーシャルワーカーを派遣できるよう、アウトリーチ型の派遣により積極的に学校を支援するとともに、保健福祉部の協力を得て、「学校・教育委員会におけるヤングケアラー支援のためのガイドライン～多機関連携による支援の充実に向けて～」を作成、配付し、各学校において関係機関との緊密な連携体制が適切に構築されるよう取組を進めてきたところであります。

○檜垣尚子委員 ただいま、関係機関につなぐことが不十分であってはならず、スクールソーシャルワーカーとこれまで以上に連携し、支援することが重要との答弁でしたが、まだまだ理解が広がっていないことを明確にすべきと考えます。学校と関係機関との連携も、ヤングケアラーの支援という新しい取組の中でしっかりと課題を認識していただき、お願いしたいと思います。

学校内で子どもの様子を見て、ヤングケアラーかもしれないと気づくためには、教職員のヤングケアラーに対する理解はもとより、子ども自身がヤングケアラーである、あるいは、周りの子どもたちも認識することが重要ですが、いまだに理解が広がっているとは言えないと考えます。

ヤングケアラーについて、子どもたちの理解が深められるよう、道教委はこれまでどのように取り組んできたのか、伺います。

○大槻生徒指導・学校安全課長 ヤングケアラーに関する理解の促進についてであります。ヤングケアラーの中には、家族の世話をすることにやりがいを持ち、悩みや不安を自覚していない児童生徒もいることを踏まえ、道教委では、昨年度、児童生徒向けに、家族の世話など家庭での不安に関する悩みなどについても相談できることを紹介するリーフレットを配付したほか、道教委のウェブページで周知してきましたが、理解が進んでいるとは言えない状況であります。

こうしたことから、周りの子どもたちがクラスメート等の置かれた状況などを気づくことができるよう、本年7月には、保健福祉部と連携協力し、中高生がヤングケアラーへの理解を深め、自分たちにできる支援について考えるワークショップへの参加促進に取り組んだほか、11月には、児童生徒が不安や悩みを一人で抱え込まないように、相談窓口等を掲載したデジタル版の「ヤングケアラーハンドブック」を周知するなど、理解促進に向けた取組を進めてきたところであります。

○檜垣尚子委員 子どもが家族の介護や援助を担う背景には、家庭の経済状況の変化や共働き世帯の増加、地域におけるつながりの希薄化、子どもの貧困などといった様々な要因があると考えられ、過度な負担や責任を負うことによって、子どもらしい成長や学びに影響を与えることも懸念されます。

ヤングケアラーへの支援を適切に行うために、道教委として、今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

○倉本教育長 今後の取組についてであります。ヤングケアラーへの支援に当たりましては、家族の状況を知られたくないといったケースがあるなど、支援が必要であっても表面化しにくいことから、学校や教育委員会などが、支援が必要な児童生徒を、市町村の担当部局や道が委託をしている北海道ヤングケアラー相談サポートセンターなどの関係機関につないでいくことの重要性について、一層理解を深めることが必要です。

道教委といたしましては、教職員の理解や子どもたちへの周知が必ずしも進んでいない状況を踏まえ、今後も、道内4ブロックに設置をいたしました、市町村教育委員会や関係機関等で構成をする連絡協議会などを通じて、ヤングケアラーの実情や支援の現状、学校や関係機関等の連携上の課題などを共有するとともに、保健福祉部が児童相談所の圏域ごとに配置をしておりますヤングケアラーコーディネーターとの連携協力をさらに強め、関係機関と一体となって、児童生徒の実態に応じたきめ細かな支援体制につなげることを通じ、地域全体でヤングケアラーを支援する環境づくりに取り組んでまいります。

○檜垣尚子委員 先日、高校2年生30人ぐらいとお話しする機会がありました。ヤングケアラーの話も話題に出して、知っていますかと聞いたところ、どなたも手が挙がらず、言葉も知らない、内容も知らない、そして、付添いの先生たちもよく知らないという状況でした。

まだまだケアラーやヤングケアラーという言葉も新しく、いろいろな支援も始まったばかりで、これからのこととは認識していますが、困ったり悩んでいる子どもたちのためにも、ぜひ、さらなる周知策、支援策などを強くお願いしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○小泉真志副委員長 檜垣委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

田中勝一さん。

○田中勝一委員 通告に従いまして、順次質問いたします。

初めに、遠隔授業配信センターの課題についてお伺いをいたします。

人口減少が進み、札幌等の都市部への人口が集中する道内におきまして、都市部を除く地域では、高校が減少し、弊害、再編統合が加速するとともに、生徒たちの学ぶ機会が侵害をされてきております。

地域の教育機能を維持向上させることは重要な課題であることから、道教委では、令和3年4月から、北海道高等学校遠隔授業配信センター、いわゆるT－b a s eを設置し、地域連携校に配信をしてきております。配信開始から2年8か月が経過をし、成果や課題等も明らかになっていることと思います。

まず、遠隔授業配信の実態、受信している学校数、生徒数、配信科目等、また、他の都府県においては、このような配信を専門に行う組織がどの程度設置されているのか、お伺いいたします。

○小泉真志副委員長 高校教育課長相馬利幸さん。

○相馬高校教育課長 遠隔授業の現状についてであります。北海道高等学校遠隔授業配信センター、T－b a s eは、道内のどの地域に住んでいても、自らの可能性を最大限に伸ばすことのできる多様で質の高い教育環境の提供を目的として令和3年度に開設したものであり、本年度は、道立高校のうち、全ての地域連携校29校と離島の学校2校の計31校を対象として、数学や英語などの習熟に応じた授業や、理科や公民、芸術などの専門性のある多様な選択科目など、8教科32科目の授業を配信しており、延べ779名の生徒が学んでおります。

また、他県においては、現時点で、高知県が遠隔授業配信センターを設置し、県内11校に授業を配信していると承知をしております。

○田中勝一委員 次に、配信を受けている高校や、生徒及び保護者からはどのような感想が寄せられているのか、お伺いいたします。

○相馬高校教育課長 遠隔授業の感想についてであります。道教委では、受信校の生徒等を対象に遠隔授業に関するアンケートを実施しており、高校からは、1人1台端末を活用しながら、通常の授業と遜色のない授業が行われている、個々の生徒の課題を把握し、改善点について手厚い支援が行われているなどの感想が寄せられております。

また、生徒や保護者からは、少人数習熟度別授業による遠隔授業によって学習意欲が高まった、生徒の興味、関心に応じた選択科目が開設されており、積極的に探究するようになった、ICTの活用により自分の意見を表現できるようになったなどの感想が寄せられております。

なお、教員からは、生徒の人数が多くなると、クラスの様子を適切に見ることができず、評価が難しいなどの課題も挙げられているところでございます。

○田中勝一委員 生徒や保護者からは、おおむね評価の高い感想が寄せられていると承知をしております。そういった意味でも、今後の課題について、幾つか質問をいたします。

まず、配信整備についてお伺いをいたします。

現在は、配信システム「IPELA」を使用しておりますけれども、これは製造中止となり、道教委とのリース契約が今年度で終了予定と承知をしております。今後は、グーグルミートなどの別な配信方法への切替えや、よりよい授業配信のためのハイスペックなパソコンなど、配信センターの業務に見合った機材を整備する必要があると思われませんが、今後の対応策についてお伺いをいたします。

○相馬高校教育課長 遠隔授業の配信整備についてであります。現在、T-b a s eの遠隔授業においては、テレビ会議システム「IPELA」を活用して配信しておりますが、このシステムは既に開発等が終了しております。

道教委とシステムを提供する事業者とのリース契約が令和6年2月末で終了することから、道教委では、「IPELA」の開発終了を踏まえまして、令和6年3月以降は、グーグル等のウェブ会議システム等を活用した授業を配信することとしております。

また、今後は、ウェブ会議システムを導入するに当たり、これまでの遠隔授業の水準を保つため、T-b a s eと受信校の双方に最新の機能を備えたパソコンを導入することとしております。

○田中勝一委員 次に、配信センターの授業環境についてもお伺いをいたします。

私も、先月お伺いをいたしまして、授業の様子を見てきましたけれども、一つの教室に授業配信用のブースが三つ入っているところもありまして、手狭な印象を受け、もう少し授業をしやすい環境が必要だと感じました。

また、このブースは、1人の先生が入るのがやっとの狭い空間であり、密封状態で授業をしておりますので、恐らく、夏の猛暑の中では、もう本当にサウナの中で授業をしているような体感になっていたものと思います。一部、冷房がついた教室はありますけれども、電力の関係で全ての稼働はできていない様子でした。

遠隔授業の充実のための環境整備に向け、予算を確保すべきだと考えますが、所見をお伺いいたします。

○相馬高校教育課長 遠隔授業の環境整備についてであります。T-b a s eは、有朋高校内の教室の一部を活用して運用しているため、授業に必要な面積を確保する上で一定の制約がありますが、配信ブースの環境につきましては、これまでもT-b a s eと協議して整備してきており、夏はブース内の温度が上昇することから、暑さ対策としまして冷房装置を設置したところがございます。

今後におきましても、T-b a s eからの要望等を踏まえながら、遠隔授業の充実に向けた環境整備に努めていく考えでございます。

○田中勝一委員 引き続き、環境整備をよろしくお願ひしたいと思います。

次に、対面授業についてお伺いいたします。

対面により行う授業は、原則、履行する各教科・科目等ごとに年間2単位時間以上を確保することが必要となっており、実態は、1年に2回、地域連携校に行つて対面授業をしていると承知をしております。対面授業は、生徒と直接、顔を合わせる機会であり、先生方も重要な機会と捉えている一方で、出張予算が限られていることや交通手段等が限定されているなどの実態があります。

予算確保も含めて改善を図るべきだと考えますが、所見をお伺いいたします。

○小泉真志副委員長 指導担当局長山城宏一さん。

○山城指導担当局長 対面授業についてであります。国が平成27年に定めた遠隔教育の制度では、各教科・科目等の特質に応じて、1単位につき1から8単位時間が標準とされていましたが、令和3年の制度改正により、遠隔を主として授業を実施する場合、各教科・科目等や単位数にかかわらず、対面により行う授業の時間は、原則として、年間2単位時間以上とするなどの弾力化が図られたところであります。

現在、さらなる制度の弾力化について国が検討しているところであり、今後も、国の高等学校における遠隔授業の在り方を注視するとともに、必要となる予算の配分も含め、遠隔授業のさらなる充実に努めてまいりたいと考えてございます。

○田中勝一委員 最後に、人口減少が進む中、地域に高校を残すことで子どもたちが地域に残ることができます。そのためにも、地域にいなながらも専門性の高い先生の授業を受けられるこの遠隔授業配信センターの役割は大きいと考えます。

各教科における専門性の高い先生の配置も含めて、今後の遠隔授業配信センターの在り方や人材、予算の確保についての所見をお伺いいたします。

○小泉真志副委員長 学校教育監山本純史さん。

○山本学校教育監 今後の在り方についてであります。現在、地域連携校等を対象に実施をしているT-b a s eによる各学年への授業配信が本年度で完成したことから、今後は、T-b a s eと地域連携校等の取組の成果を検証しながら、運用上の課題を整理し、現在配信している高校以外の小規模校への遠隔授業や進学講習の合同配信などについて検討を進めてまいりたいと考えてございます。

また、相互の学校の教育課程の維持充実に係る学校間連携につきましても、ICTの活用による遠隔授業での単位認定が可能であることから、今後、こうした取組についても検討を進めながら、生徒同士が住み慣れた地域において学び合い、地域の発展に貢献しようとする資質や態度を育成できるよう、教科指導力、ICT活用能力の高い人材の確保や必要な予算の確保に努め、ICTを活用した教育活動の充実に取り組んでまいります。

○田中勝一委員 ぜひお願いしたいと思います。

先ほど御答弁にあったとおり、高知県で一部行われているという話ですけれども、大規模で配信授業を行っているところというのは全国で北海道だけですので、これからも、島嶼部を含め

【第2分科会 12月11日 第4号】

て、離島を抱える県にとっては北海道が参考になると思いますので、全国から注目されているという点も含めまして、とにかく予算がかかる配信授業ですので、ぜひとも、予算の確保についてお願いをしたいと思います。

次に移ります。

通信制の教員配置、添削指導についてお伺いをいたします。

道立有朋高校通信制は、勤労青年や不登校の生徒など多様なニーズに応える高校教育を行っており、現在、協力校を合わせると3000名を超える生徒が在籍をしております。通信制の教育課程では、生徒のリポート、スクーリング、年2回の試験が行われていると承知をしております。

実施校では、教職員定数を満たしているものの、多様なニーズに応えるため、非常勤講師や兼務指導員が勤務をして、通信制高校を支えています。

通信制の数学科においては、正規職員が年間、1500枚の添削指導を行っており、それ以外の3000枚については、近隣高校2名の教員に兼職を依頼して、3000枚の添削指導を実施しております。

兼職教員の添削指導の実態は、約9か月間で1人1500枚の添削を行う計画で、1か月に150枚から200枚を行う必要があります。1時間に添削できるのは、多くても五、六枚、月45時間ほどを費やすこととなります。この添削指導の手当は、1枚130円で、1998年に130円になってから、25年間、変わらずこの金額であるのが実態であります。このような実態のため、引き受ける講師等が見つからず、有朋高校教員や兼職教員の多忙化、時間外労働の増加につながっているのが実態でございます。

以下、何点かお伺いをいたします。

まず、有朋高校の教員等を増やし、生徒のリポートを丁寧に添削できる環境を整えることが設置者の責任と考えますが、まず、その所見を伺うとともに、少なくとも兼職に頼らない教員の配置や講師等の確保を行うことが必要だと考えますが、所見をお伺いいたします。

○小泉真志副委員長 教育政策課長出分日向子さん。

○出分教育政策課長 有朋高校通信制への教員配置等についてでございますが、道教委では、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律に準拠いたしまして、有朋高校の通信制の生徒数に応じて教員を配置しておりますけれども、引き続き、有朋高校通信制の添削指導の状況を把握しながら、業務が適切に行われるよう必要に応じて指導助言をするほか、各教科における添削指導の実情に応じた人事配置の工夫ですとか、これまでも措置しております添削指導の補助者等について、状況を踏まえて措置するなど、学校と連携しながら対応してまいります。

○田中勝一委員 次に、添削指導手当について伺います。

先ほども申し上げましたけれども、1枚130円の手当です。1時間に6枚添削しても780円で、最低賃金にも至っておりません。25年間、手当が引き上げられていない実態をどのように認識しているのか、お伺いをいたします。

○小泉真志副委員長 教職員局長谷垣朗さん。

○谷垣教職員局長 添削指導手当についてでございますが、添削指導手当は、通信教育に従事することを本務とする職員以外の職員が添削指導業務に従事したときに支給されるものでございまして、手当額は添削した学習報告書1通につき130円となっております。

当手当は、昭和49年度から措置しております、同様の手当を措置しております他府県の状況などを考慮し、平成10年に現在の額に改定したものでございますが、その後、他府県の多くで改定がないことなどから手当額を据え置いてきております。

道教委といたしましては、業務の実態を改めて把握いたしますとともに、その妥当性について検討するなど、適切に対応してまいります。

○田中勝一委員 次に、兼職教員の通勤手当についてお伺いをいたします。

兼職教員の通勤手当の支給の実態についてお伺いするとともに、このことに対する認識をお伺いいたします。

○小泉真志副委員長 教職員事務課長杉島美穂さん。

○杉島教職員事務課長 兼務における通勤手当についてであります。教員が他校を兼務する際には、週当たりの勤務日数が定められ、兼務校への通勤距離や通勤手段が手当の支給要件に該当する場合、通常の通勤手当の算定方法に準拠し、通勤回数に応じて通勤手当を支給しており、本務職員との均衡の面からも妥当な取扱いであると考えています。

また、兼務する日が随時定められる場合には、通常の規定により旅費を支給することとなることから、勤務実態について随時確認し、通勤手当や旅費の適正な執行に努めてまいります。

○田中勝一委員 今、3点について質問をし、回答をいただきましたけれども、まずは、兼職に頼らない職員配置を検討していただきたいと思っております。

兼職や講師の方をお願いをする実態があることは分かります。当面は、こういった兼職の方々等に対してお願いをしているわけですから、先ほど質問いたしました添削指導手当や通勤手当などについては、実態をしっかりと把握していくという答弁がありましたので、しっかりと実態を把握していただいて、改善をしていくことを最後に求めておきたいと思っております。

次に移ります。

先日追加提案されました道立学校校舎空調整備費について質問いたしたいと思っております。

この整備費は、道立学校における熱中症対策として空調設備を設置するものであり、早急な対応が必要だと考えます。

初めに、空調機器と設置工事費用について、簡易型及び空調設備それぞれの額についてお伺いいたします。

○小泉真志副委員長 施設課長金田敦史さん。

○金田施設課長 空調設備等の整備費用についてであります。機器や工事を含めた設置に係る費用は、簡易型空調機器につきましては5億8726万2000円で、うち、機器代が約4億円、電源対策として約1億8000万円となっております。

また、空調設備につきましては、設備や設置工事費を含めて20億5576万4000円となっております。

す。

○田中勝一委員 令和6年には簡易型を6484台、令和7年には空調設備を626台と、こういうふうに整備費には記載をされておりますけれども、この機器が確保できるのか、大変不安です。

見込みも含めて、所見をお伺いいたします。

○小泉真志副委員長 健康・体育課長今村隆之さん。

○今村健康・体育課長 空調機器等の確保についてでございますが、道教委では、来年度までに必要と見込まれる空調設備や機器を確保できますよう、道学事課とも連携をし、過日、道内外の空調設備等に関する事業者団体等に対し、直接訪問をして生産・供給体制の強化について要請を行ったところでございます。

今後とも、製造メーカーから情報を収集するなどしながら、必要な台数の確保に努めてまいります。

○田中勝一委員 今の答弁では、必要な台数の確保に努めてまいるということで、間に合うのだろうというふうに承知をいたしました。

次に、令和7年には、特別支援学校25校に空調設備をつける予算となっておりますけれども、令和6年には簡易型が全部つくはずですので、令和6年につけた簡易型は今後どうしていくのか、お伺いいたします。

○今村健康・体育課長 空調機器の活用についてでございますが、空調設備の整備には多額の予算を要するため、特別支援学校の普通教室を優先して整備することとしたものでございまして、今後、段階的に進める予定の普通教室への空調設備の整備状況に応じ、令和6年に設置する簡易型空調機器を、順次、普通教室から特別教室に移設することとしてございます。

○田中勝一委員 次に、電源工事が必要となる教室の関係についてお伺いいたします。

現在、設置業者も含めて、人手不足の中、市町村立学校と道立学校において整備の遅れが出てくるのではないかとと思われます。その対応を含めて、所見をお伺いいたします。

○今村健康・体育課長 電気工事等についてでございますが、道教委では、北海道内の道立、市町村立、私立学校等において、来年度までに必要と見込まれる工事が実施できますよう、過日、道内外の空調設備等に関する事業者団体等に対し、直接訪問をして必要な工事の実施について要請を行ったところでございます。

道教委といたしましては、引き続き、関係団体に必要な働きかけを行うほか、事業者団体から情報を収集するなどしながら、整備の円滑な推進に努めてまいります。

○田中勝一委員 次に、簡易型を設置した学校についてですけれども、いずれ空調設備に替えていくと承知をしております。そのスケジュールがどうなっているのか、まずお伺いいたします。

また、教室以外の特別教室、体育館、職員室等にも今後設置していくことを検討しているのかどうかも含めて、併せてお伺いをいたします。

○小泉真志副委員長 総務政策局長伊賀治康さん。

○伊賀総務政策局長 空調設備の整備についてでございますが、特別支援学校につきましては、

幼稚部、小中学部を有する学校を優先しながら段階的に整備を進めることとし、高等学校につきましては、今後、校舎の老朽化に伴う大規模改造工事等に合わせて整備を行うことを基本として検討をいたします。

また、普通教室に空調設備が整備された場合、簡易型空調機器を、順次、普通教室から特別教室へ移設するとともに、体育館につきましては、現在、道立学校10校において、緊急防災・減災事業債を活用して空調設備の設置を進めており、今後も国の制度を活用するなどして整備の検討を行ってまいります。

職員室等につきましては、まずは、児童生徒の快適な環境の確保を優先することとなるため、簡易型空調機器を可能な限り整備していただけるよう検討してまいります。

○田中勝一委員 次に、令和6年に設置をされます簡易型の空調機器の整備費についてですが、約5億8000万円という補正予算になっています。この内訳について、国庫負担と道負担の額をお伺いいたします。

○今村健康・体育課長 財源の内訳についてでございますが、簡易型空調機器を整備するための財源につきましては、国庫支出金が約3億円、一般財源が約2億8000万円となっております。

○田中勝一委員 今の答弁では、道負担が約2億8000万円ということでしたけれども、子どもたちの教育環境の安全を確保するためには、道の財政負担の有無にかかわらず、これは実施すべきでありまして、これまでも早急な検討、対応を行っていただければ、遅くとも本定例会の冒頭提案も可能であったと思います。

なぜこのタイミングとなったのか、所見をお伺いいたします。

○小泉真志副委員長 教育部長北村英則さん。

○北村教育部長 学校における暑さ対策についてであります。空調設備等の整備には多額の予算を要するため、国の支援が必要不可欠でありますことから、10月17日に、知事と教育長が、市長会や町村会と共に、空調整備に係る財政支援の拡充や本道分の優先採択等について国に要請を行ってきたところでございます。

11月29日に成立いたしました国の補正予算には、空調設備整備に活用できる学校施設環境改善交付金等の予算が盛り込まれたところであり、道立学校についても、国の支援策を活用しながら、可能な限り整備できるよう検討を進め、本定例会において追加提案することとしたものでございます。

○田中勝一委員 国の補正予算が成立したのでこの時期だという答弁ですが、先ほども申し上げたとおり、国が予算をつける、つけないにかかわらず、やっぱり、道が主体的に子どもたちの教育環境をしっかりとつくっていく、そういうことは今後もぜひ考えていただきたいと思っております。またあわせて、先ほどの答弁では、機器の確保や設置も含めて、間に合わせるという答弁だったので、来年の夏までに必ず設置をするということを改めて再度求めておきたいと思っております。

最後に、教育課程について伺います。

熱中症対策として、夏休みの延長が検討されておりますけれども、夏休みを延長する場合、道

の学校管理規則の改正に伴い、市町村立の小学校の夏休みの延長も想定されます。

そこで、懸念されることは、授業時数の確保であります。北海道の実情として、標準授業時数を大幅に上回って教育課程を編成している学校が数多くあります。全日本中学校長会会長が、中教審の特別部会において、私も、教育課程を扱う一人として、標準授業時数の1015時間に対して20時間程度をプラスして授業時間を設定する、これは、感染症などで学級閉鎖などが起きた場合を考えるからだと表明しておりますけれども、道教委も、このような教育課程の編成を推奨すべきだと考えますが、所見をお伺いいたします。

○小泉真志副委員長 教育長倉本博史さん。

○倉本教育長 教育課程の編成についてであります。教育課程につきましては、校長の権限と責任の下、編成をするものであり、授業時数は、指導に必要な時間を実質的に確保するという考え方を踏まえ、各学校において、児童生徒や地域の実態を十分に考慮して、児童生徒の負担過重にならない限度で、標準授業時数を上回って教育課程を編成し、実際に上回った授業時数で指導することが可能であることや、標準授業時数を踏まえて教育課程を編成したものの、災害や流行性疾患による学級閉鎖等の不測の事態により標準授業時数を下回った場合、その確保に努力することは当然であります。下回ったことのみをもって法令等に反するものとはしないという趣旨が、制度上、明確になっております。

道教委では、現在、本年度の各学校における授業時数を点検し、余剰時数の理由等を確認しているところであり、その結果を踏まえ、各学校が行う令和6年度以降の教育課程編成において、指導体制や教育課程の編成の工夫改善が図られるよう、引き続き、市町村教育委員会と連携をし、指導助言してまいります。

○田中勝一委員 質問では、このような全日本中学校長会会長が言われたようなことを道教委も推奨すべきではないかという質問をいたしましたので、推奨できるのか、できないのかという答弁をいただきましたのですけれども、そういった中身がなかったことは大変残念です。

ただ、先ほどの一番最初に答弁いただきました教育課程については、編成することの権限と責任は校長にあるということでありました。これは、校長に権限と責任があるということの間違いないか、再質問しますので、見解をお願いいたします。

○倉本教育長 教育課程の編成についてであります。教育課程は、法令及び国が定めた教育課程の基準である学習指導要領に基づいて、校長の権限と責任の下、各学校において編成するものであります。

○田中勝一委員 校長に権限と責任があるという答弁でしたので、今後、例えば、標準授業時数の1015時間に対して20時間程度プラスして授業時間を設定したという校長やそういう学校が出てくるということはある、そういうことでよろしいでしょうか。

○倉本教育長 重ねての御質問でございますが、教育課程の編成についてであります。教育課程は、先ほど申し上げましたように、法令及び国が定めた教育課程の基準であります。学習指導要領に基づいて、校長の権限と責任の下、各学校において編成するものであります。

また、各学校において、児童生徒や地域の実態を十分に考慮して、児童生徒の過重負担にならない限度で、標準授業時数を上回って教育課程を編成し、実際に上回った授業時数で指導することが可能でございます。

○田中勝一委員 再度質問して、また同じ答弁でしたけれども、とにかく、教育課程は校長の権限と責任の下に編成するものである、こういう答弁を2度いただきました。今後、各学校や校長のほうでそのような判断をした場合は、そういう実態もあり得るのだというふうに承知をいたしましたので、その旨、確認をさせていただきます、私の質問を終わります。

以上です。

○小泉真志副委員長 田中(勝)委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

千葉真裕さん。

○千葉真裕委員 よろしくお願いをいたします。

初めに、小中一貫教育についてであります。

小学校と中学校の義務教育9年間を通じて、系統的、継続的な学びが可能となるよう、小中一貫教育の導入に関する学校教育法等の改正が行われ、平成28年度から全国でも順次導入されていると承知しています。

本道における小中一貫教育の状況やこれまでの取組などについて、以下、伺ってまいります。

まず、小中一貫教育の制度概要及び小中一貫教育の意義を道教委としてどのように認識しているのか、伺います。

○小泉真志副委員長 学力向上推進課長高橋宏明さん。

○高橋学力向上推進課長 制度についてであります。小中一貫教育は、小中学校段階の教員が目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成して、系統的な教育を目指すものであり、平成27年度の学校教育法等の改正により、義務教育学校と小中一貫型小中学校が制度化されました。

義務教育学校は、一人の校長の下で一つの教職員集団が一貫した教育課程を編成、実施する9年制の学校で教育を行う形態であり、小中一貫型小中学校は、組織上、独立した小学校及び中学校が義務教育学校に準じる形で一貫した教育を施す形態であります。

道教委としては、小中一貫教育は、義務教育の目的や目標に掲げる資質や能力、態度の育成に向け、小学校段階と中学校段階の円滑な接続を図り、学力、体力の向上や、いじめ、不登校の防止などの観点から成果が期待できると認識しております。

○千葉真裕委員 ただいまの答弁で、小中一貫教育には二つの形態があるとのことでしたが、全国及び本道における義務教育学校と小中一貫型小中学校、それぞれの学校数と導入の傾向について伺います。

○高橋学力向上推進課長 学校数等についてであります。令和4年度の学校基本調査によると、義務教育学校は、全国で172校、全道で19校が設置されており、小中一貫型小中学校は、一つの中学校区に複数の小学校が設置されているケースも含め、小学校が全国846校、全道63校、

【第2分科会 12月11日 第4号】

中学校が全国505校、全道46校に導入されております。

本道においては、制度が導入された平成28年度から本年度までの間に、義務教育学校は、2町から20市町村、小中一貫型小中学校は、1町から27市町村と、自治体の規模にかかわらず着実に導入が進んでおります。

○千葉真裕委員 小中一貫教育を導入している市町村では、どのような目的で導入をされているのか、伺います。

○高橋学力向上推進課長 導入の目的についてであります。道内で導入している市町村においては、義務教育9年間を見通した教育活動や小中学校の円滑な接続を目指す取組を通して学力や体力の向上に関する取組を一層充実させること、児童生徒が多様な教職員、児童生徒と関わる機会を増やすことで、小学生の中学校進学に対する不安を軽減すること、中学生に小学生との触れ合いを通じて上級生である自覚を持たせて自尊感情を高めること、地域全体で子どもたちの9年間の学びを支えるまちづくりを推進することなどを目的としていると承知をしております。

○千葉真裕委員 義務教育学校や小中一貫型小中学校では、これまでの取組を通じてどのような成果や課題が見られるのか、また、課題についてはどのように改善を図ってきているのか、伺います。

○小泉真志副委員長 学校教育局長川端香代子さん。

○川端学校教育局長 成果や課題についてであります。道教委では、義務教育学校9校と小中一貫型小中学校37校を小中一貫教育のモデル校に指定しておりまして、これらの学校からは、これまでの成果として、小中学校の学びのつながりを実感できる授業を実施したことで、児童は中学校での学習に向けて意欲的に取り組むようになった、小中学校の複数の教員が児童生徒に関わることにより、中学校進学後の生徒の不安を解消することができたなどの声が寄せられました。

一方、課題としては、指導計画等の見直しを継続し、9年間を見通した指導を充実させていく必要がある、各教科等における乗り入れ指導を継続しながら、各教科等の年間指導計画を定期的に見直す必要があるといった、小学校と中学校の指導体制や指導方法の違いから生まれる状況などがあり、こうした課題への対応として、各学校では、小中合同の研修会を実施し、協働して指導計画を改善したり、指導方法について共通理解を図ったりするなどの取組を行っております。

○千葉真裕委員 先ほどの答弁にもございましたけれども、小中一貫教育は、子どもたちの成長を継続的に見守っていく中で、道教委が進める学力、体力の向上の取組や小中のギャップによる不登校等の課題への対応にも効果が期待できると考えます。

先ほどの答弁では、道内において義務教育学校や小中一貫型小中学校が自治体の規模にかかわらず着実に導入が進んでいるとのことでしたし、導入を検討している市町村も多いと耳にするところであり、今後も増加していくことが予想されることから、課題等を分析するとともに、成果を広く普及していくことが必要であると考えます。

道教委では、今後どのような取組を進めていくのか、伺います。

○小泉真志副委員長 学校教育監山本純史さん。

○山本学校教育監 今後の取組についてであります。道教委では、これまで、義務教育学校等を設置予定の市町村や学校を対象に、小中一貫教育の円滑な導入を支援する学校種間連携サポート事業を実施し、9年間を見通した教育課程の編成、実施などのモデル校の先行事例を提供するほか、義務教育学校の設置や小中一貫型小中学校の導入予定の学校等も交えたウェブ上のネットワークコミュニティを構築し、日常的に成果や課題の共有を図ってきたところであります。

今後も、義務教育学校や小中一貫型小中学校の設置、導入を検討している地域に対し、学校規模や施設形態などの状況に共通点が見られる地域の情報を提供するなど、市町村や学校のニーズに応じた支援の充実を図ってまいります。

○千葉真裕委員 次に、高等学校長の公募についてであります。

道教委では、令和2年度から、学校の魅力化などに意欲とアイデアを持って取り組む者を広く庁内から募集し、高等学校教育を進める取組を実施してきており、令和6年度の募集からは、従来の公募校長から自己推薦校長へと名称を変更すると承知しています。

昨年の第4回定例道議会予算特別委員会でも、我が会派の同僚議員から取組状況について伺ったところですが、一定の成果がある一方で、課題の見られる例もあり、個別に指導するなどの対応を取ってきたとのことでした。取組がスタートして4年近くが経過した現在の取組状況について、改めて伺います。

まず、令和5年度当初における新規を含めた公募校長の配置状況、来年度、学校指定と自由提案の区分のうち、新たな学校指定を札幌北稜高校とした理由、及び、これまでの応募状況について、併せて伺います。

○小泉真志副委員長 教職員課長立花博史さん。

○立花教職員課長 公募校長の配置状況などについてであります。公募校長の選任に当たりましては、道教委が進める高校改革の方向性に沿って、あらかじめテーマと取組内容を決定し、学校を指定する学校指定と、応募者が自らテーマなどを決め、学校を選定する自由提案の二つの区分で実施しております。

今年度の配置校は、学校指定につきましては、継続校である余市紅志高校、帯広三条高校、浦河高校、野幌高校の4校に、新規校として留萌高校と当別高校を加えた6校、自由提案については、継続校である鹿追高校、松前高校、阿寒高校の3校となっており、合わせて9名を配置しております。

また、来年度の学校指定とした札幌北稜高校は、「みらいの教員育成プログラム」における道央圏の拠点校であり、喫緊の課題である教員志願者の早期からの育成に向けた取組を中心として、学校の魅力化を進めるために指定しております。

なお、来年度に向けては、10月27日まで募集を行い、学校指定については3名、自由提案については2名、合わせて5名の応募がございました。

○千葉真裕委員 公募校長の配置に当たっては、計画期間を最大で5年間とし、毎年、評価をしながら、配置を継続するか否かを判断するものと承知しています。

【第2分科会 12月11日 第4号】

昨年の質疑では、課題の見られる学校もあるとのことでしたが、これまで計画の途中で配置を終了した例はあるか、また、あるとすれば、どのような理由で終了したのか、併せて伺います。

○立花教職員課長 配置の途中終了についてであります。公募校長を配置した学校については、取組の進捗を確認するため、中間と期末の年2回の報告を求めています。

これまで配置してきた高校において、「地域との連携・協業による学校・地域創生」を主要なテーマとした取組を計画していましたが、初年度の報告時から、地域との連携による取組が計画どおり進まないなどの課題が見られた学校があり、校長自身には意欲的に取り組む姿勢は見られなかったものの、十分な改善が認められなかったことから、以降も成果を見込むことは難しいと判断し、計画の満了を待たず配置を終了した例がございます。

○千葉真裕委員 ただいまの答弁で、計画の終了を待たずに配置を終了した例があるとのことでした。

校長が計画に基づく取組を進めるためには、道教委からのフォローアップも重要と考えます。配置終了の判断の前に、当該校長に対し、どのように指導や支援を行ってきたのか、また、現在、配置されている校長に対してどのように対応しているのか、伺います。

○立花教職員課長 公募校長への指導などについてであります。当該高校については、中間・期末報告の内容を踏まえ、教育指導監や教育局職員などが直接、学校を訪問し、地元との協働体制の構築に向けた具体的な改善策を提示し、計画の見直しを求めるなど、指導や助言を継続してきたものの、十分な改善には至りませんでした。

公募校長の配置校に対しましては、オンラインで実施する校長からの中間報告において、教育長をはじめとした本庁幹部職員が取組状況を直接評価し、助言などを行っているほか、課題の見られる学校に対しましては、道教委職員が学校を訪問し、改善点などについて指導助言を行っております。

今年度からは、新たに公募校長と教育指導監によるオンラインミーティングを実施し、進捗状況や課題などについて情報共有や意見交換を行いながら、適宜、必要な助言を行うなどフォローアップに努めております。

○千葉真裕委員 高校改革を進めていく上で、各公募校長が行う取組により得られた成果を広く普及、共有していくことも重要であると考えます。

昨年の質疑では、取組や成果についての報告会を開催するほか、校長や市町村教育委員会に対し、オンラインで実践発表を配信するとのことでしたが、その取組状況について伺います。

○小泉真志副委員長 教職員局長谷垣朗さん。

○谷垣教職員局長 普及啓発の取組についてでございますが、公募校長の取組につきましては、配置校の魅力化に資するだけではなく、特色あるそれぞれの取組が、他の学校の魅力化を進める上での優良事例にもなり得るものであり、さらに、魅力ある学校づくりに向けてリーダーシップを発揮する姿が、他の校長や管理職を目指す教員などの意識改革につながることも期待できることから、取組の成果を広く発信していくことが重要でございます。

そのため、実施校における取組を幅広く共有できるよう、中間報告会をオンラインで配信し、今年度は、2日間で延べ150を超える市町村教委や学校において視聴されました。

また、今年度からは新たに、配置校の取組の概要や成果、課題をホームページにも掲載しており、今後も、情報発信の手段や方法の工夫なども加えながら、全道において、より多くの学校の魅力と特色ある学校づくりにつながるよう努めてまいります。

○千葉真裕委員 ここまで、これまでの取組状況を伺ってまいりましたが、道教委は、これまでの成果や課題なども含め、今後、公募校長、自己推薦校長の制度にどのように取り組み、その成果をどのように普及、共有していくのか、伺います。

○小泉真志副委員長 教育長倉本博史さん。

○倉本教育長 今後の取組についてであります。少子・高齢化や人口減少などの課題が深刻さを増す中、地域における高校への期待はこれまで以上に大きくなっており、地域に根差した魅力のある高校を目指し、学校の特色化、魅力化を一層推進していくことがますます重要であります。

地域創生に向けた道立高校の魅力化などに意欲とアイデアを持って取り組む公募校長は、令和2年度以降、これまで11校に配置をし、一部課題は見られたものの、各学校において、地域との関わりを深めながら、生徒の自己実現に向けた学びの充実が図られるなど、着実に取組の成果が現れております。

道教委といたしましては、引き続き、明確なビジョンと実行力のある校長を自己推薦校長として積極的に登用するとともに、その取組を適切にフォローアップしながら、報告会の公開や広報媒体の活用などを通じてその成果を広く共有するなど、本道の高校教育全体の質の向上に努め、地域とつながる高校の魅力化に取り組んでまいります。

○千葉真裕委員 次に、学校における働き方改革についてであります。

さきの文教委員会で、第3期学校における働き方改革北海道アクション・プランの素案について報告がありました。教員の多忙化などが問題となる中、道教委では、学校における働き方改革に重点的に取り組んできているものと承知していますが、依然として長時間勤務の教員が多いとの調査結果が出されています。

新たなプランを実効あるものとしていくためには、これまでの取組をしっかりと総括することも重要ですので、まず、その点について伺います。

現行の第2期アクション・プランでは、在校等時間の計測や部活動休養日等の実施などを重点としてきましたが、道教委では、各学校においてこうした取組が着実に進められるようどのように対処してきたのか、また、各学校での取組状況はどのようになっているのか、併せて伺います。

○小泉真志副委員長 働き方改革担当課長中嶋英樹さん。

○中嶋働き方改革担当課長 学校における働き方改革北海道アクション・プランについてであります。現在の第2期アクション・プランでは、これまで、学校や教員が担ってきた業務の在り

【第2分科会 12月11日 第4号】

方を見直し、必ずしも教員が担う必要のない業務や負担軽減が可能な業務などを明確化し、取り組みながら、在校等時間の客観的な計測・記録と公表、部活動休養日等の完全実施など、六つの取組を重点に、各学校における働き方改革を推進してきました。

道教委としては、取組の定着を図るため、学校経営訪問などにおける取組状況の把握や助言、市町村教育長会議や校長会議など各種会議を通じた取組の徹底に加え、定期的に全道的な取組状況を把握し、課題が見られる学校には、個別に学校訪問を行い指導助言を行うなど、各学校への働きかけを強化してきました。

こうした取組を通じ、昨年度の時点で、重点に掲げた取組の指標のうち、在校等時間の客観的な計測・記録と公表の実施率は85%にとどまっているものの、ほかの五つの取組は全て90%を上回っています。

○千葉真裕委員 第2期アクション・プランの期間において、教員の勤務実態はどのように変化してきたのか、及び、病気休職者の実態について、併せて伺います。

○中嶋働き方改革担当課長 教員の勤務実態についてであります。道立高校における教育職員の月ごとの時間外在校等時間について、現行のアクション・プランの策定年である令和2年度と昨年度を比較すると、令和4年度の実績が2年度を上回る月も見られるものの、多くの月で時間外在校等時間が減少しており、職種別では、時間外在校等時間が月45時間を超える教育職員の割合は、平均で、校長については、令和2年度は6.5%であるのに対し、4年度は6.6%、副校長、教頭については、56.9%に対し、51.5%、主幹教諭、教諭については、37.2%に対し、32.9%となっています。

また、道立高校における教育職員の休職者の人数は、令和2年度は61人に対し、4年度は57人となっています。

○千葉真裕委員 ここまで、取組状況と教員の勤務実態について伺いましたが、この結果を道教委としてどのように受け止めているのか、伺います。

○谷垣教職員局長 取組の成果などについてでございますが、第2期アクション・プランに掲げる各般の取組につきましては、重点的な取組を中心に着実に浸透してきておりまして、このことは、各学校において、働き方改革に対する意識が高まり、長時間勤務の改善に向けた取組が積極的に進められてきたことの表れと考えております。

一方で、教員の勤務実態につきましては、改善の傾向は見られますものの、依然として長時間勤務となっている教員が多い状況が続いておりまして、これまでの取組が必ずしも教員一人一人の働き方を大きく変えるまでに至っていないものと受け止めております。

こうした状況を踏まえ、働き方改革の実効性を高めていくためには、学校行事や各種会議の簡素化や統合、廃止のほか、調査や文書に関わる業務の見直しなど、学校や教員の実情に即した業務の見直しをさらに進めていく必要があると考えております。

○千葉真裕委員 さきの我が会派の代表格質問に対し、新たなアクション・プランの策定に当たっては、副校長・教頭業務の縮減や、保護者、地域等との連携協働の推進などを重点とする旨の

答弁がありましたので、以下、重点とする取組について伺ってまいります。

新たなアクション・プランの重点的取組として、ICTの活用による校務効率化の推進を挙げています。

多岐にわたる学校業務について、さらなる効率化が求められているところですが、今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

○中嶋働き方改革担当課長 ICTの活用による校務の効率化についてであります。ICTは、子どもたちの学びの充実だけではなく、校務の効率化においても基盤となるツールであり、各学校が、実情に応じて、学籍管理や成績処理のデジタル化に加え、会議資料のペーパーレス化やスケジュール管理のオンライン化、学校と保護者間の連絡手段のデジタル化などを進め、校務の負担軽減を図ることが必要です。

そのため、道教委としては、各学校におけるICTの活用が円滑に進められるよう、様々な課題に随時対応することのできる支援体制を構築するとともに、市町村により校務支援システムが異なることで生じる、教員の人事異動に伴う業務負担が軽減されるよう、いずれの市町村でも利用可能なシステムの導入促進を図るなど、ICTを積極的に活用した校務の効率化を一層推進してまいります。

○千葉真裕委員 次に、重点的取組として挙げられている、保護者、地域等との連携協働について、どのように取り組んでいくのか、伺います。

○中嶋働き方改革担当課長 地域等との連携協働についてであります。働き方改革を着実に進めていくためには、学校、家庭、地域の信頼関係の構築が重要であり、各学校においては、学校運営協議会などにおいて、保護者や地域の方々との対話を重ねながら日頃から情報共有に努め、お互いが尊重し合う関係を築いた上で適切な役割分担を進めていくことが大切です。

あわせて、道教委としては、各学校のこうした取組の支援を図るとともに、広く道民に対し、学校の実情について御理解をいただき、各学校の教育活動に御協力いただけるよう、働き方改革の趣旨や取組事例などを掲載した広報資料を定期的に届けるなど、これまで以上に積極的な情報提供を進めてまいります。

○千葉真裕委員 次に、依然として他職種よりも在校等時間が長い副校長・教頭業務の縮減について、今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

○谷垣教職員局長 副校長、教頭の業務縮減についてでございますが、副校長、教頭は、各種調査への対応や校内外の調整などにより特に多忙となっており、道教委では、これまでも調査業務の見直しを進め、平成29年度以降、調査件数の約25%程度の縮減を図ってまいりましたが、さらに、その必要性や手法の妥当性を検討した上で、廃止を含めた見直しや簡素化を改めて進めるとともに、校長会や教頭会はもとより、管理職をはじめとした現場の教職員の意見も聞きながら、学校の実情に即した業務の見直しを徹底することとしております。

さらに、教頭等が自ら業務の改善や効率化に取り組むことができるよう、リスクマネジメントやいじめ問題への対応のポイント、職員のサービス、勤務時間の管理など、教頭等が担う業務に関する

る研修資料について、より分かりやすく実践事例を示すなど、その内容を充実するとともに、学校訪問により直接助言を行うなど、副校長、教頭の支援に努めてまいります。

○千葉真裕委員 次に、働き方改革の意識を高める取組を重点としていますが、どのように取り組んでいくのか、伺います。

○小泉真志副委員長 教育部長北村英則さん。

○北村教育部長 働き方改革の意識を高めるための取組についてでございますが、働き方改革を進めていくためには、職員一人一人がその意義を理解し、自らの働き方について考えていくことが大切でございます。

そのため、新たなアクション・プランでは、働き方の意識を高める取組の推進を新たに重点といたしまして、長時間勤務が顕著な職員には、当該職員の業務全体を把握し、業務の割り振りの見直しなどを行うほか、面談を通じて改めて働き方改革の意義についての理解を促し、自らの働き方を見詰め直す機会を設けた上で個別の改善計画を作成することとするなど、働き方への意識づけを促す取組を進めることといたしております。

また、意識を高めていく上では、変化を実感できる改革を進めることも大切であり、今後、現場の教職員などからのアイデア・バンクを通じた意見募集や教職員との直接の意見交換などを通じて、教員が当事者意識を持っていただきながら実効性のある業務の見直しなどを徹底していくとともに、ストレスチェックなどを活用し、意識の変化を的確に把握するなど、学校の実情や職員一人一人の実態に即した効果的な働き方改革を進めてまいります。

○千葉真裕委員 ただいまの答弁で、アイデア・バンクの話がございました。

これは、道教委のウェブサイトでも一部確認ができますが、現場ならではの視点、アイデアがたくさんあり、すばらしい取組だと思います。こうした取組の周知、共有を図り、実際に参画してもらうことで、教員の皆さん一人一人が働き方改革の担い手、当事者であるという意識が高まると思いますし、道教委としても、そうしたアイデアの実現に向けて力を尽くすことが変化を実感できる改革につながるだろうと思います。

ここまで、これまでの取組も含めて学校における働き方改革について伺ってきましたが、学校業務が複雑化、困難化していると言われる中、働き方改革を着実に進めるためには、業務の抜本的な見直しはもとより、教員だけではなく、学校に関わる全ての者が意識を変えていくことも必要です。

改めて、学校における働き方改革の意義についての道教委の認識、及び、この取組を着実に進めるため、今後、道教委としてどのように取り組んでいくのか、教育長に伺います。

○倉本教育長 働き方改革に関しまして、今後の取組についてであります。教員のこれまでの働き方を見直し、子どもたちと向き合う時間や自らの学びを深める時間を確保することは、質の高い学びの実現につながるものであり、教育に関わる者全てが一体となって課題に対応していくことが重要という認識の下、新たなアクション・プランの素案では、保護者の皆様や地域の方々との連携協働の推進などを重点に、教員一人一人が変化を実感できる働き方改革を目指すことと

しております。

今後、アクション・プランの成案に向けまして、パブリックコメントに加え、校長会や市町村教育委員会、PTAなどの関係団体のほか、市長会、町村会や経済団体なども含めて幅広く各層の御意見をお伺いしながら、より実効性のあるプランとなるよう検討を進めてまいります。

さらに、働き方改革の実現に向け、現場の教職員や市町村教育委員会職員などとの対話を重ねるとともに、学校運営協議会における議論などを通じて、学校と保護者の皆様や地域の方々との関わりを深めるなど、社会全体で認識の共有を図りながら、新たな働き方改革アクション・プランに基づく取組を着実に進めてまいります。

○千葉真裕委員 ただいまの教育長の答弁の中で、教員自らの学びを深める時間という言葉がございました。

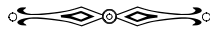
もちろん、英気を養い、教員自身の心身の健康を保つということも重要な点ですが、教員自身が、学校の外での様々な活動を通じて自ら見聞を広め、人間力を高める、それを児童生徒に還元していくという点に働き方改革の積極的意義があると私は考えます。こうした意義を教員の皆さんに理解をしていただくことが重要であります。

学校における働き方改革は、教育分野における最重要課題の一つでありますので、様々な困難もあろうかと思いますが、着実に進めていただくようお願いして、私からの質問を終わります。

○小泉真志副委員長 千葉(真)委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後3時13分休憩



午後3時30分開議

○大越農子委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

教育委員会所管に関わる質疑並びに質問の続行であります。

小泉真志君。

○小泉真志委員 それでは、通告に従って、質問させていただきます。

文科省は、2022年4月に、各都道府県教委に対しまして、特別支援学級に在籍している児童生徒については、原則として、週の授業時数の半分以上を目安として、特別支援学級において児童生徒の一人一人の障がいの状態や特性及び心身の発達段階等に応じた授業を行うと通知をしました。

道教委におきましても、今年2月の通知で、通常学級で行われている特別支援学級在籍児童生徒との交流及び共同学習が半分以上となっている場合、改善が必要、これまでの過半数の授業の時数を特別支援学級において実施しているか否かで学級の設置を判断するものではないとする留意事項を廃止しました。

こうした動きは、文科省通知で示している、インクルーシブ教育システムの理念の構築に向けては、障がいのある子どもと障がいのない子どもが可能な限り同じ場で学ぶことを追求するとと

【第2分科会 12月11日 第4号】

もに、障がいのある子どもの自立と社会参加を見据え、一人一人の教育ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要とするものと明らかに反しているとは私は思っていることから、以下、伺ってまいります。

通知によって、特別支援学級で授業を受けることが多くなったと想定されますが、保護者や児童生徒の中には、可能な限り交流学級で授業を受けたいというような意向も多いと承知をしております。

道教委は、このような意向に対しましてどのように対応しているのか、お伺いします。

○大越農子委員長 学校教育監山本純史君。

○山本学校教育監 市町村教育委員会等への対応についてであります。交流及び共同学習は、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育む交流の側面と、教科等の狙いの達成を目的とする共同学習の側面があり、この二つを分かち難いものとして捉えて推進をしているところであり、児童生徒や保護者による、交流及び共同学習で学びたいという希望が少なからずあることは承知をしております。

特別支援学級につきましては、障がいによる学習上または生活上の困難を有するために、通常の学級における指導や通級における指導では十分に指導の効果を上げることが困難な児童生徒を対象とした学級であり、特別支援学級に在籍している児童生徒については、原則として、週の授業時数の半分以上を目安として特別支援学級において児童生徒の一人一人の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階に応じた授業を行うとともに、交流及び共同学習の実施に当たっては、特別支援学級に在籍している児童生徒が、通常の学級で各教科等の授業内容が分かり、学習活動に参加している実感、達成感を持ちながら充実した時間を過ごすことが重要であることなどについて、市町村教育委員会の担当者を対象とした研修会などにおいて指導助言をしております。

○小泉真志委員 次に、特別支援学級の学級編制は、障がい種別が同じであれば、8名で1学級となり、教員は1名または2名の配置と承知をしております。

現場を分かっている者からしますと、小学校1年生から6年生までの児童を一堂に集めて授業をすることは、本当に大変だというふうに認識をしております。しかも、障がいの種別が同じであっても、障がいの重複があったり、それぞれの児童の特性も違います。

現在の教員定数についての所見を伺います。

○大越農子委員長 教育政策課長出分日向子君。

○出分教育政策課長 教員定数の認識についてでございますが、道教委においては、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に準拠いたしまして、学級数等に応じて特別支援学級の教員を配置し、教育環境の整備に努めてきたところでございます。

道教委といたしましては、児童生徒一人一人の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた指導の充実が重要というふうに認識をしております。特別支援学級に在籍する児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導、支援を適切に行うことができるよう、特別支援教育に係る教職員定数措置の一層の拡充について、引き続き、国に対して要望してまいります。

○小泉真志委員 今、教職員定数措置の一層の拡充について、国に対して要望してまいるという答弁がございましたけれども、ということは、やはり、道教委としても、特別支援学級の教員配置は十分に足りているということではないというふうに認識していると押さえたいと思います。

その上で、現状の教員定数では、特別支援学級の維持は大変困難であると思っております。実際に、各児童生徒に応じた教材等をつくらなければならないのですが、本当に黙って座っていることができないお子さんも多々いらっしゃるというふうにお聞きをしていますから、毎日、遅くまで残られている先生方、そして、通常学級の先生との打合せをしている、中には、土曜日、日曜日も返上して仕事をしている、そういう方々からの声も私は聞いております。学校における働き方改革の推進が求められる中であっては、大きな課題と認識をしております。

道教委として、どのような役割を果たしていくのか、お伺いします。

○大越農子委員長 特別支援教育課長大畑明美君。

○大畑特別支援教育課長 道教委の役割についてであります。特別支援学級の担任には、通常の学級の担任等と在籍児童生徒に関わる情報交換を密に行い、交流及び共同学習の目標を共有し、双方にとっての教育効果を明らかにした上で、各教科等の年間指導計画に位置づけ、計画的に実施することが求められています。

このため、道教委では、本年2月の通知において、指導や支援の内容や指導体制等について特別支援学級と通常の学級の担任間で打ち合わせ、個別の指導計画に明記するとともに、共通認識を図って取り組んでいるかや、交流及び共同学習において、通常の学級の担任のみに指導が委ねられ、通常の学級及び特別支援学級の児童生徒双方にとって十分な学びが得られていない状況になっていないかなどについて確認するよう求めたところであり、今後も、児童生徒一人一人の学びの充実に向けた適切な運用が図られるよう、各学校における交流及び共同学習の状況や、児童生徒の学びの実情等を確認し、市町村教育委員会等に指導助言してまいります。

○小泉真志委員 私が求めていることは、道教委としてどんな対応をするかということでありませう。非常に学級が崩壊している、そんな状況も聞いているのであります。

そのような状況の中で、まず、できることは、この4月に出された文科省通知を一旦保留にする、もしくは教職員定数を改善する、そういうことが道教委の役割だというふうに私は思いますけれども、所見を伺います。

○大畑特別支援教育課長 道教委の役割についてであります。令和4年4月の文科省通知は、自立活動の時間や教育課程の編成、通級による指導などに関し、一部の自治体で課題のある事例があったことを受け、これまで示してきた内容を明確化する趣旨で発出されたものです。

このため、道教委としては、通知の内容を踏まえ、今後も、児童生徒一人一人の学びの充実に向けた適切な運用が図られるよう、市町村教育委員会等に指導助言し、一人一人の教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できる多様で柔軟な仕組みを整備してまいります。

○小泉真志委員 どうも議論がかみ合っていないようなのですけれども、道内の児童生徒は、5年間で3万3000名ほど減っているという状況の中で、約380以上の学級が減っております。その

中で、特別支援学級は682教室、特別支援学校の児童生徒数は215名増加しているという状況であります。これは全国的にも同じ傾向であるということから、中には、特別支援学級在籍の子どもたちの数を減らさなくてはならないというような動きがあるということが、今回の通知が出された背景にあるのではないかというふうに指摘する声もあります。

私は、基本的に在籍を普通学級に戻そうとすること、これについては、同じ場所で共に学ぶという観点から賛成であります。ただ、そうなりますと、通常学級の中で今まで以上に合理的配慮をするために、先生方もしくは支援員の配置が必要だと思っております。今ある特別支援の支援員を増やすのではなくて、インクルーシブ教育を進めていく意味での支援員等を増やすべきと考えますけれども、もう一度、所見を伺います。

○山本学校教育監 道教委の役割についてでございますが、道教委といたしましては、通知の内容を踏まえまして、今後も、児童生徒一人一人の学びの充実に向けた適切な運用が図られるよう、各学校における交流及び共同学習の状況や児童生徒の学びの実情を確認いたします。

また、本年3月に策定いたしました特別支援教育に関する基本方針の中で、学級担任と特別支援教育支援員が連携した学級経営の充実という課題がございまして、これに対し、特別支援教育支援員について、国に対して財政措置の拡充を要望するとともに、人材の確保に向けて道と市町村の連携を強化し、配置を促進するとしてございまして、こうした取組を通じて、児童生徒一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供してまいります。

○小泉真志委員 国に求めるという部分は分かりますけれども、やはり、道教委としても主体的にその人的配置をぜひ進めていただきたいと思えます。

最後に、道教委として、障がいのある子どもと障がいのない子どもが可能な限り同じ場で学んでいくことを追求するインクルーシブ教育の推進に向けて、どのように取り組んでいくのか、所見を伺います。

○大越農子委員長 教育長倉本博史君。

○倉本教育長 今後の取組についてであります。共生社会の形成に向けましては、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合い、多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会を目指すことが重要であり、学校教育は、障がいのある子どもの自立と社会参加を目指した取組を含め、共生社会の形成に向けて重要な役割を担っております。

道教委といたしましては、障がいのある子どもと障がいのない子どもができるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきであり、その場合には、それぞれの子どもが、授業の内容が分かり、学習活動に参加している実感、達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身につけていけるかどうか、これを最も本質的な視点とした共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための基本的考え方を、学校、教育関係者をはじめ、全ての子どもたちと保護者の皆様が共有することができるよう、取組を推進してまいります。

○大越農子委員長 小泉委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

佐藤伸弥君。

○佐藤伸弥委員 それでは、追加提案されました補正予算に、道立学校への空調設備等の整備に要する経費が計上されましたので、以下、数点伺ってまいります。

報道では、既に簡易型空調機器を導入した学校で、職員から、効果が限定的であったという声も聞こえています。また、私の事務所でも、以前、導入をいたしましたけれども、期待していたほどの効果はありませんでした。

本格的な空調設備に劣るのは仕方ありませんが、簡易型空調機器の効果についてどのように考えているのか、まず伺います。

○大越農子委員長 健康・体育課長今村隆之君。

○今村健康・体育課長 簡易型空調機器の効果についてでございますが、道教委では、簡易型空調機器の効果等を調査するため、道立総合研究機構北方建築総合研究所に意見を伺ったところ、窓枠クーラーと二重窓の間に白い布等をかけるなど適切な日光遮蔽により、簡易型空調機器でも一定程度の冷却はできるとの助言を得たところでございます。今後、機器の整備に合わせて、サーキュレーターの活用など効果的な冷却方法を各学校に指導助言してまいります。

○佐藤伸弥委員 簡易型空調機器の整備について、令和6年度の稼働に向け、5.8億円の予算に対して2.8億円の繰越明許費が計上されておりますが、これについてはどのような理由によるものなのか、伺います。

○今村健康・体育課長 繰越明許についてでございますが、簡易型空調機器につきましては、道立高校の普通教室に各2台、特別支援学校の普通教室及び寄宿舎舎室に各1台を設置することとし、全体で約6500台を整備する予定としてございます。

道内の複数の製造メーカーに確認をいたしましたところ、本年度中に約4500台の納品が見込まれる一方で、その他は来年の夏までの納品となる見込みでございますことから、年度内の確保が難しい約2000台分の経費について、一般財源として繰越明許費を計上したものでございます。

○佐藤伸弥委員 道教委は、これまで、空調設備の整備について、財政支援の拡充など、国に支援策の要請を行ってきたと承知をしております。

追加補正予算では、特別支援学校25校への空調設備に20.5億円、全道立学校への簡易型空調機器の整備に5.8億円が計上されておりますが、この予算の財源について伺います。

○大越農子委員長 施設課長金田敦史君。

○金田施設課長 今回提案している予算案の財源内訳についてでございますが、空調設備につきましては、予算額20億5576万4000円のうち、国庫支出金3億1423万3000円を予定しており、残りは道債及び一般財源を充て、簡易型空調機器につきましては、予算額5億8726万2000円のうち、国庫支出金3億252万円を予定しており、残りは一般財源を充てております。

○佐藤伸弥委員 空調整備の財源としている文科省の学校施設環境改善交付金の補助率は、3分の1と承知をしております。

資料を見ますと、事業費26.3億円の財源のうち、国庫補助金の割合は2割強となっておりますが、どのような理由によるものなのか、伺います。

【第2分科会 12月11日 第4号】

○**金田施設課長** 国庫補助についてであります。空調整備に係る国庫補助の積算方法により、事業費の3分の1ではなく、整備面積掛ける国単価掛ける3分の1で積算することとなるため、全体額の20億5576万4000円に対して、学校施設環境改善交付金を3億1423万3000円と見込んでおります。

簡易型空調機器につきましては、全体の5億8726万2000円のうち、年度内に納品が可能で、国庫補助の活用が可能な事業費を3億252万円と見込み、国庫の内訳として、学校保健特別対策事業費補助金1億5126万円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億5126万円と見込んでいます。

○**佐藤伸弥委員** 今回の空調設備の導入は一部の特別支援学校であり、しかも普通教室のみであります。国の支援策を活用しているとはいえ、20.5億円と多額の予算が必要となっております。

今回の補正予算額は、道教委の令和5年度の施設整備予算に対してどのぐらいの割合なのか、伺います。

○**金田施設課長** 空調整備に係る所要額についてであります。今回の補正予算額は、令和5年度の道教委における施設整備に係る予算額約108億円に対して約19%となっております。

○**佐藤伸弥委員** 今回の提案内容に基づいて、全道立学校へ整備するための所要額を試算しますと約187億円が必要になると思われ、仮に今回の補正予算額の規模で整備を続けると10年かかる計算となります。

一方、公共インフラの老朽化が問題化し、道立学校でも老朽化が進んでおり、修繕が必要な学校も多数ある中、道教委の1年間の施設整備予算額108.9億円の2割に相当する額を、毎年度、空調整備のみに充てるのは現実的ではないと考えます。どのように進めていくのか、お考えを伺います。

○**大越農子委員長** 教育長倉本博史君。

○**倉本教育長** 空調整備に向けた取組についてであります。学校は、児童生徒が一日の大半を過ごす学習の場であることから、熱中症の防止はもとより、安全、安心で快適な教育環境の整備は重要であります。

特別支援学校につきましては、今回、整備予定の25校以外の学校につき、幼稚部、小中学部を有する学校を優先しながら段階的に整備を進めることとし、高等学校につきましては、今後、校舎の老朽化に伴う大規模改造工事等に合わせて整備を行うことを基本として検討してまいります。

○**佐藤伸弥委員** 今年の夏が非常に暑かったのは、私の地元の網走でも一緒でして、道立高校に通う親御さんから、子どもに持たせた弁当が昼になったら少し傷んでいるという話があって、そんな話を道教委に伝えました。その後、知事にも会ってお話をさせていただいて、今回、整備がされるということについては地元も大変喜んでいるところであります。

全ての子どもたちの命を危険から守り、良好な教育環境を確保するためには、空調設備は早急に導入していく必要があります。このため、財源確保については、国に対して要請していくほ

か、庁内関係部とも調整を図って計画的に整備するよう尽力していただきたいと思いますので、その点、申し上げまして、私の質問を終わります。

○大越農子委員長 佐藤(伸)委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

中村守君。

○中村守委員 通告に従いまして、以下、教育庁所管事項についてお伺いをいたします。

まず、学校への空調設備等の整備についてであります。

学校の暑さ対策につきまして、第3回定例会における我が会派の代表質問に対しまして、教育長からソフト、ハードの両面から必要な対応を速やかに検討するという旨の答弁があったところでございます。そこで、ハード面の対応として、このたび追加提案された補正予算案に計上されている道立学校への空調設備等の整備について、以下、伺ってまいります。

まず、高校への整備についてであります。道教委では、休業期間の延長などソフト面の対策を講じることとしておりますが、高校においては、夏季休業期間中にも講習があったり、生徒が校内で活動する機会も多いものと考えております。

高校においては、こうした状況を踏まえた上で空調設備等の整備を行う必要があるものと考えますが、今回の補正予算案に盛り込まれております高校への簡易型空調機器の整備の考え方についてお伺いをいたします。

○大越農子委員長 指導担当局長山城宏一君。

○山城指導担当局長 高等学校への整備についてであります。学校は児童生徒が一日の大半を過ごす学習の場でもあることから、安全、安心で快適な教育環境の整備が重要との考え方の下、道教委では、喫緊の課題となっている学校の暑さ対策について、ソフトとハードの両面から検討を進めてきたところであり、来年の夏までに道立高校と特別支援学校の全ての普通教室に簡易型空調機器を設置することといたしました。

道教委としては、こうした対策を効果的に活用し、各学校における暑さ対策の徹底を図り、児童生徒の安全、安心な教育環境の整備に努めてまいります。

○中村守委員 簡易クーラー、いわゆるスポットクーラーと言われるものでしょうかね。1台で数キロワットなのではないでしょうか。これを1教室当たり1台ないし2台取り付けるわけですから、容量の増設工事が必要になる学校も出てくるというふうに聞いております。どうか、子どもたちの命に関わる問題でもありますから、かわいそうな思いをするような子どもたち、学校がないよう、整備の円滑な実施をお願い申し上げます。

次に、特別支援学校への整備についてであります。特別支援学校においては、児童生徒の状況から、高校よりさらに配慮が必要であるものと考えます。

今回の補正予算案においても、特別支援学校への空調整備が盛り込まれております。その特別支援学校への整備の考え方についてお伺いをいたします。

○大越農子委員長 施設課長金田敦史君。

○金田施設課長 空調設備等の整備についてであります。特別支援学校についても、来夏まで

【第2分科会 12月11日 第4号】

に普通教室及び寄宿舎舎室に簡易型空調機器を整備するとともに、肢体不自由者、または知的障がい者である児童生徒は、体温調節が困難な場合や自らの意思をうまく伝達できない場合があることから、こうした児童生徒が多く在籍する特別支援学校のうち、比較的夏季の気温が高い地域に所在する25校について、より快適な環境の確保のため、工事を伴う空調設備の整備対象として選定したところでございます。

○中村守委員 特に体温調節が困難な子どもたちや意思をうまく伝えられない子どもたちについては、なおさら優先的な対象としたという考え方を聞きして、了解いたしました。どうかよろしくお願ひしたいと思います。

その上で、今後についてであります。今回の整備で全道立高校に簡易型空調機器が整備されますが、空調設備は特別支援学校25校への整備となっております。

今後の空調設備の整備について、どのように進めていかれるおつもりなのか、お伺いをいたします。

○大越農子委員長 教育部長北村英則君。

○北村教育部長 今後の空調設備の整備についてでございますが、学校は児童生徒が一日の大半を過ごす学習の場でございますことから、熱中症の防止はもとより、安全、安心で快適な教育環境の整備は重要でございます。そのため、来年の夏までに、高等学校の普通教室、特別支援学校の普通教室及び寄宿舎舎室に簡易型空調機器の整備を進めてまいります。

また、特別支援学校につきましては、幼稚部、小中学部を有する学校を優先しながら段階的に整備を進めることとし、高等学校につきましては、校舎の老朽化に伴う大規模改造工事等に合わせて空調設備の整備を行うことを基本として検討するなど、引き続き、ソフト、ハードの両面から暑さ対策に取り組んでまいります。

○中村守委員 今の答弁の中で、高校の空調設備の整備は大規模改造工事に合わせてということでしたが、先ほど、佐藤(伸)委員の質問の中でも触れられておりましたが、簡易空調、いわゆるスポットクーラーというものが、実際にどの程度有効か、効き目が小さいのではないかという声もよく聞く話でございますので、スポットクーラーがついたから大丈夫ということではないという考えは分かりましたけれども、どうか、先生、生徒の声をよく聞きながら、完全な空調の配置を、各種財源を駆使して、ぜひ早急に進めていただけるようお願いをしておきたいと思ひます。

続きまして、子どもの健康についてでございます。

先月、文科省から、学校における幼児、児童及び生徒の発育及び健康の状況を明らかとするために毎年実施している学校保健統計調査の令和4年度の集計結果が公表されたところであります。

その結果を見ますと、本道の子どもたちは、全国平均に比べて身長が高いという傾向にあるものの、虫歯のある者の割合、それから、肥満傾向児の出現率が全ての年齢で全国値を上回っているということが分かりました。裸眼の視力、ぜんそく、アトピー性皮膚炎の項目についても、多くの年齢区分で全国値を上回っているという傾向にあります。

子どもたちの健康状況や道教委の取組などについて、以下、伺ってまいります。

まず、子どもたちの健康状態についてであります。令和4年度の調査結果では、多くの項目で全国値を上回っておりますが、北海道の子どもたちの状況は、令和3年度と令和4年度の比較で結構ですので、どのようになっているのか、お伺いをいたします。

○大越農子委員長 健康・体育課長今村隆之君。

○今村健康・体育課長 児童生徒の健康の状況についてでございますが、文部科学省が本年11月に公表した令和4年度学校保健統計調査の結果によりますと、本道の児童生徒は、身長と体重が共にほぼ全ての年齢区分で前年度と同様の傾向でございます。

肥満傾向児の出現率につきましては、半数以上の年齢区分で前年度比で高くなっており、肥満傾向が強まっております。

また、虫歯のある児童生徒の割合は、全ての年齢区分で前年度から低下をし、裸眼視力1.0未満の児童生徒の割合も、多くの年齢区分で前年度から低下しており、共に改善の傾向が見られるところでございます。

○中村守委員 虫歯、視力、これらが改善していることは喜ばしいことだと思うのですが、肥満傾向児の出現率が高まっているというのは大変心配なことでもありますので、ぜひ、改善に向けた取組をお願いしたいと思います。

そこで、肥満傾向児についてでございますが、肥満については、本道の子どもたちの状況として、若干、改善が見られる学年はあるものの、依然として全国より多いという状況にあるということですが、毎年実施されている全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を見ても、肥満傾向児の出現率が平成30年から増加の傾向になっています。

こうした状況の要因に関する道教委の認識と今後の対応についてお伺いをしたいと思います。

○今村健康・体育課長 肥満傾向児についてでございますが、肥満については、昨年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果において、肥満度が高い児童生徒ほど、朝食を毎日食べない、睡眠時間が短い、学習以外でテレビ、スマホ等を視聴する時間、いわゆるスクリーンタイムが長いなどの傾向が見られるところでございます。

道教委では、子どもたちの肥満の解消に向け、毎年度、養護教諭や栄養教諭等の研修において、専門家を講師とした肥満傾向児への個別指導に関する講義、演習を行っておりますほか、一部の学校では、養護教諭と栄養教諭、学級担任等の連携による食に関する指導の実践に取り組んでおりまして、今後も、引き続き、こうした事例の周知に努め、望ましい生活習慣等の確立に向け、取り組んでまいります。

○中村守委員 朝食を抜くとか、睡眠不足であるとか、スクリーンタイムが長いというようなふだんの生活習慣が肥満の原因となっているということを理解しました。そういう意味では、学校での生徒指導に加えて、やはり、御家庭への啓発ということが最も大事なことのなのだなということを認識いたしました。よろしくお願ひしたいと思います。

次に、裸眼視力についてであります。

【第2分科会 12月11日 第4号】

裸眼視力1.0未満の者の割合が、本道の子どもは、前年度の調査結果よりは改善が少し見られますが、小学校でもう4割を超えている、中学生で6割を超え、高校生で7割を超えるということですので、小・中・高校の合計値は全国値を上回っております。学校でのICT活用が進む中、年齢が上がるにつれて割合が増えており、これは憂慮すべき状況ではないかと考えます。

子ども目の健康のこうした状況の要因に関する道教委の認識と今後の対応について、お伺いしたいと思います。

○今村健康・体育課長 裸眼視力についてでございますが、子どもの近視については、タブレットやスマホ、ゲーム機など、長時間、近くで見ていることが要因の一つと言われておりまして、昨年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果におきましても、本道の子どもたちのスクリーンタイムが前年度より増加しているところでございます。

このため、道教委では、タブレット使用時の正しい姿勢や、30分に1回は遠くを見るようにすることなど、端末利用時の配慮事項を記載した啓発リーフレットを各学校に配付し、目の健康に関する保健指導や、家庭と連携を図った生活習慣の改善に関する取組に活用するよう働きかけてございます。

また、昨年度から道内の養護教諭と共に取り組んでいる、目を大切にする実践研究の成果を今後広く周知することとしておりまして、引き続き、子どもたちの目の健康を守るための取組を進めてまいります。

○中村守委員 明らかにスクリーンタイムの増加は、視力低下の原因の一つだろうというふうに思われますけれども、今の答弁の中にもございましたが、1日に数分でも遠くをじっと見るだけで視力回復に効果があると言われる、いわゆる遠方凝視法などもあります。この程度のことであれば、1日に1回、例えば、学級でホームルームの10分ということだけでも、また、家に帰ってから10分ということだけでも取り入れることができます。どうか、こうしたお金をかけなくてもできるような方法など、日常生活の中での工夫をお願いしたいと思います。

次に、虫歯についてでありますけれども、北海道歯・口腔の健康づくり8020推進条例により、全ての道民が、自ら歯や口腔の健康の維持増進に努めるとされ、北海道の子どもたちの継続した健康課題である虫歯については、12歳の永久歯の1人当たり虫歯等数が初めて1.0本を下回りまして、全国平均との差も縮まってきている状況ではあると聞いております。しかし、依然として、全ての年齢区分で、全国平均を上回っております。

子どもたちの歯の健康のこうした状況の要因に関する道教委の認識と今後の対応について、お伺いをいたします。

○山城指導担当局長 虫歯についてであります。一般的に、虫歯は、糖分の摂取回数や量、歯磨きの実施状況など、食習慣や生活習慣が要因となって発生すると言われております。

道教委では、これまで、北海道歯・口腔の健康づくり8020推進条例に基づき、各学校においてフッ化物洗口や歯磨きの実施に取り組むとともに、教員研修で、歯と口の健康に関する講義を行

ってきたところであり、今回の学校保健統計調査では、12歳の1人当たりの虫歯等数が5年間で0.7本減少するなど、一定の効果が見られるところです。

道教委としては、引き続き、こうした取組を推進するとともに、新型コロナウイルス感染症などの感染予防に配慮したフッ化物洗口の動画やリーフレットを新たに作成し、未実施の市町村や、コロナ禍等で一時中断している学校に提供して実施を働きかけるなどしながら、児童生徒の歯と口の健康に関する取組を一層推進してまいります。

○中村守委員 フッ化物洗口は、虫歯予防や永久歯の保護のために小中学生時代の実施が大変有効とお聞きしております。どうか、全道的に隙間なく実施されるよう、これからも目配りをしていただければと思います。

次に、道教委の取組についてであります。新型コロナウイルス感染症が5類に移行されましたが、コロナ禍での生活が子どもたちの健康に様々な影響を与えてきたと言われており、これまで以上に健康教育の重要性が高まっていると思います。

道教委として、今後どのように取り組んでいかれるおつもりか、お伺いをいたします。

○大越農子委員長 教育長倉本博史君。

○倉本教育長 今後の取組についてであります。本道の子どもたちが社会において様々な困難を乗り越えていく力を身につけていくためには、健康や体力がその基盤になるものと考えております。

そのため、道教委といたしましては、子どもたちが自分自身の健康に関心を持ち、主体的に健康課題の解決に取り組むことができるよう、健康教育を牽引する経験豊富な養護教諭を健康教育推進リーダーとして指定をいたしまして、目、歯、口の健康や望ましい生活習慣の確立に向けた実践研究に取り組むとともに、その成果を本年度から実施しております健康教育推進研究協議会の場を活用いたしまして実践発表するなど、広く周知をし、全ての学校における健康教育の一層の充実に取り組んでまいります。

○大越農子委員長 中村委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

平出陽子君。

○平出陽子委員 私は、通告に従いまして質問してまいりますけれども、先日、決算特別委員会でもインクルーシブ教育について質問をいたしました。今回の質問の項目も、あえて道立高等学校定時制課程におけるインクルーシブ教育という文言で質問をいたします。

決算特別委員会の質問の中で、こういうことを聞きました。昨年度の高校の生徒の中に、支援を要する学生たち、そして、多様な学びを必要とする子どもたちはどのくらいいるのかと聞きましたところ、0.8%と伺ったのです。本当は今年度の数字も聞きたかったわけですが、文科省の数字はまだ今年度は出ていないということでありますので、2018年度も0.8%、それから2022年度も0.8%なのですから、今年度——2023年度もそのくらいなのだろうと思いますが、0.8%というのは何名ぐらいに該当するのでしょうか、質問いたします。

○大越農子委員長 特別支援教育課長大畑明美君。

○大畑特別支援教育課長 特別な教育的支援を必要とする生徒についてであります。道教委が毎年度実施している特別支援教育体制整備に関する調査では、令和4年度において、高等学校の全日制課程と定時制課程に在籍する特別な教育的支援を必要とする生徒の人数は585名となっております。

○平出陽子委員 高校生全体で見ますと、0.8%ですから、1%にも満たないという数字ですけども、585名が通学しているということが分かりました。

では、その高校に入学を許可したのなら、許可してから、ほかの学校への転校を誘導させられたと保護者あるいはその生徒に思われるような、通学を切り捨てるというような、そんな教員がおりますけれども、そういうことはあってはならないと思っておりますが、いかがですか、伺います。

○大越農子委員長 高校教育課長相馬利幸君。

○相馬高校教育課長 生徒への合理的配慮についてであります。道立高校においては、特別な教育的支援を必要とする生徒が入学する場合、高校入学後に必要となる配慮事項について、本人や保護者と十分相談し、安心して学校生活を送るための環境や支援体制を整備する必要があります。

各高校におきましては、校長のリーダーシップの下、全ての教職員が支援を必要とする生徒への合理的配慮について認識し取り組む必要があります。これによらない対応が行われた場合は、適切さを欠くものと考えております。

○平出陽子委員 そうですね。道教委のホームページにもこういうことが書いていました。大学の先生が講演した事例集の中身なのですけれども、保護者の立場として、先生から言ってほしくない事例というのがあるのです。その中に、対応が難しいと感じる子どもをすぐに特別支援学校に送り込もうとする、そういう先生がいるということは、親にとっては嫌だということがはっきり事例として載っているのですよ。載っているにもかかわらず、そうする人がいるということなのです。

では、3問目の質問に移ります。

新年度が始まる時、支援が必要な生徒についての情報は全教職員間で共有されていなければならないと思います。そのときの会議で、インクルーシブ教育の概念、分けない教育、障がいの有無にかかわらず、お互い、あるがままの存在を認め合う教育というものも、共通認識として全教職員間で共有することが大前提になっていると私は思いますけれども、学校現場の新年度の会議では、支援が必要な生徒を迎える準備がどのように進められているのか、インクルーシブ教育の概念研修の有無も含めて伺います。

○相馬高校教育課長 生徒に関する情報共有についてであります。特別な教育的支援を必要とする生徒が入学する場合は、各高校においては、在籍していた中学校における状況等を確認し、校内での教室移動などの基本的な生活面に関する配慮や、授業準備などの学習支援に関する配慮、学校行事への参加に関する配慮などの事項について、教職員全体で共有しております。

また、道教委では、毎年度作成している「教育課程編成・実施の手引」の中で、必要な支援を

一緒に考えていく経験や態度の育成など、インクルーシブ教育システムに関する内容や、特別な教育的支援を必要とする生徒への支援などについて、実践例も含めて説明しており、各学校におきましては、こうした資料等も活用して、特別支援教育に関する校内研修を実施していると承知をしております。

○平出陽子委員 答弁としては、こういうような研修をしているものと承知をしておりますと、希望的観測を述べているのですよ。そういうことがちゃんと実施されているのならば、私は質問をしませんよ。質問をしなければならぬということは、実施されていないのですよ。だから、私がこういうような質問をしなければならぬような事態が起きるのですよ。

インクルーシブ教育システムの構築なんていう言葉を初めて聞いたと。いつからなのか。話を聞きますと、11年も前から使っているではありませんか。それなのに、現場は——全員が知らないとは言いませんよ、私が調査したわけではありませんから。そういうような現場だから、いろいろな問題が起きるのです。そのことをあえて話をしていきたいと思います。

では、4問目に行きます。

高校で、新年度の会議の公文書資料として、障がいがある生徒の病名——その病名というのは主治医が診断しておりませんよ。その病名をコーディネーターが勝手に記載し、配付したと聞きますが、これは、文書の捏造、公文書虚偽記載、人権侵害、名誉毀損などの行為であり、憲法を遵守しなければならない公務員の態度ですか。

ですから、法令違反行為だと私は思うのでありますけれども、この教員の行為について、道教委はどう考えているのか、見解を伺います。

○大越農子委員長 学校教育監山本純史君。

○山本学校教育監 学校の対応についてでございますが、委員から御指摘の高校の事案では、特別な教育的支援を必要とする生徒に関し、教員が、医師による診断の裏づけがない状況で、自らの考えで特定の病名を資料に記載し、教職員間で共有していたことが事実として確認できており、このことは不適切な対応であったと認識をしております。

○平出陽子委員 先ほどの質問の中でお話ししました、よその学校に行きなさいと言わんばかりなことを言う人、そして、この会議において、公務員法違反じゃないかなと私は思うぐらいな、そんなことを言う人というのは同じ人なのですよ。同じ人の話です。

性格や障がい等の診断テストを実施する場合は、当事者あるいは保護者——当事者というのは生徒という意味ですけれども、当事者あるいは保護者に実施してもよいかどうか承諾を得てから実施しなければならないことになっているにもかかわらず、先ほどと同じ教員でありますコーディネーターが、一部だけの実施だから保護者の同意を得ずに行ってもいいと考えて実施したようなのでありますけれども、これについての道教委の見解を伺います。

○相馬高校教育課長 検査の実施についてでございますが、教員が特別な教育的支援を必要とする生徒に対し、保護者の承諾を得ることなく、適応行動に関する検査を実施し、その結果を教職員間で共有していたことが事実として確認できており、こうした検査については、実施する前に保

【第2分科会 12月11日 第4号】

護者に丁寧に説明し、承諾を得て進めることが適当でありますことから、教員の対応は適切さを欠くものと認識しております。

○平出陽子委員 公文書虚偽記載であるということを私は言いたいのでありますけれども、そのことと、保護者に対して未確認であるにもかかわらず診断テストを実施してしまったということについて、管理職は保護者に謝罪しているようなのでありますけれども、どのような点について、何を謝罪したのか、伺います。

○相馬高校教育課長 管理職員からの謝罪についてであります。校長は、自校の教員が教職員間で共有するための資料に、医師による診断の裏づけがない状況で、自らの考えで特定の病名を記載していた件について、10月6日と24日に保護者に謝罪し、また、保護者の承諾を得ないまま、生徒に対して適応行動に関する検査を実施し、結果を教職員間で共有していた件について、10月24日に謝罪したと承知をしております。

○平出陽子委員 道教委は、このコーディネーターの教員は、特別支援学校の勤務経験者であるということ、それから、公認心理師という資格もあるということで、優秀だからと鳴り物入りでこの学校に人事異動させたようなのであります。

まさか、道教委も、この教員が生徒に対し、人権侵害だと保護者から指摘されるような行為をするとは思っていなかったでしょうけれども、結果、このような教員を人事異動させてしまったことについて、保護者に対して、設置者として道教委も謝罪すべきだと私は思うのであります。いかがですか。

○大越農子委員長 指導担当局長山城宏一君。

○山城指導担当局長 道教委の認識についてであります。今回の事案については、道教委としても、学校の管理職に経緯を確認し把握しているところであります。現在、事案の解明に向け、外部有識者を含めた調査のための会議体を設け調査を実施しているところであり、その結果により、今後の対応を検討してまいります。

○平出陽子委員 謝罪するも何も、まだ皆さんは回答していないのです。なぜ、私が、もう管理職員は謝罪をしたのに、道教委に謝罪を求めるかということ、こういう意味があるからなのです。インクルーシブ教育の研修をきちんと受けさせていて、道教委が準備万端しておいたのだけれども、こういうことが起きたというのであれば、その人の責任、学校の責任ということになるけれども、道教委はしていないことがあるのですよ。

文科省の資料によりますと、このインクルーシブ教育システムの構築には時間がかかります、だから、すぐにはできないけれども、この条例を日本で批准するまで5か年ぐらいの間は、教員にちゃんと研修をさせましょう、そして、10年ぐらいたったときには専門的な研修をさせましょうと書いてあるのですよ。その研修を、何も——何もとは言わないけれども、していなかったから、甘かったからそうなるのではないですか。

私は、前回の決算特別委員会の際に、研修はどのようなのですかと聞いたら、研修はしています。インクルーシブ教育の研修をしていますと言うから、どんな研修なのですかと聞くと、関心

のある人で、やりたいと手を挙げた人にだけ研修をさせていると言うのですよ。それだったら、関心のない人には全然話がないということでしょう。

特別支援教育であれば、個々の教育的ニーズに沿うような研修はさせるけれども、インクルーシブ教育というのは、分けない教育なのです。同じ場で共に教育を受けるという、そして、お互いの人格を認め合う、個性を認め合うという、その研修をさせていないからこういうことが起きるとのことなのです。ということは、道教委にも責任の一端の大きなものがあると思ったのです。だから、道教委も謝罪しなければならないのではないですかと私は言うのでありますよ。

そのことについて、再度質問しますけれども、どうなのでしょう、伺います。

○山本学校教育監 道教委の認識についてでございますが、これまでも、道立学校職員等の逮捕事案などが発生した際、任命権者として謝罪の意を表するケースがあったところでございます。現在、外部有識者を含めた会議体で調査が行われておりますことから、その結果を踏まえ、今後の対応を検討してまいる考えでございます。

○平出陽子委員 議会の中では、分かりました、すぐ処分をいたします、謝罪をしますとは言えないということは分かるけれども、やっぱり、重く受け止めなければならないと思いますよ。

先ほど、管理職の謝罪について伺いました。そして、道教委の謝罪、今すぐ謝罪しますとは何も言わないけれども、そのことについて伺いました。

しかし、一番必要なのは、この教員の当事者の謝罪なのです。保護者から、謝罪して欲しいと言われているのか、もう見るのも嫌です、会うのも嫌です、声を聞くのも嫌ですと言われているのか、そこは分かりませんが、この当事者のコーディネーターの先生は、保護者に対して、そして子どもに対して謝罪したのですか、伺います。

○相馬高校教育課長 教員からの謝罪についてであります。教員は、保護者に対して、医師による診断の裏づけがない状況で自らの考えで特定の病名を資料に記載した意図を説明し、その際、謝罪の意を伝えましたが、保護者の理解は得られなかったと話しております。

○平出陽子委員 保護者に一回は謝ったのかな。謝ろうとしたのだけれども、同意を得られなかったって言うのだけれども、そりゃそうですよね。こういうことをして、でも、幾ら、謝罪を受け付けません、嫌ですと言われたって、一回断られたから、そうですかと、おめおめ引き下がるということは、だから、こういう人だから、何にも自分のしたことを悪いと思っていないでしょう、自分はコーディネーターとしてやるべきことをしたのだという気持ちがあるから、一回謝って、嫌だと言われたら、そうかといって、やめることになるのではないですか。

だから、謝罪をこれからもしようとしているのかどうか、あえて伺います。

○相馬高校教育課長 その後の対応についてであります。学校では、教員による不適切な対応があったことを確認した後、管理職が対応することとし、校長が謝罪したほか、教頭が連絡等を行っております。

○平出陽子委員 ということは、謝罪したとは答えていませんから、謝罪していなかったのだら

【第2分科会 12月11日 第4号】

うと思いますけれども、それでいいのかと思いますか。

普通ならば、本当に申し訳なかったと、親御さんから拒否されていますけれども、私は謝罪します、人権を無視しました、そのお子さんの気持ち、親御さんの気持ちをそこまで考えておりませんでしたと謝罪すべきだと、普通ならばそのように思うと私は思うのであります。

では、9番目の質問に行きます。

今度は、評価について伺います。

評価は、ペーパーテストではかることが難しい場合は、教科に向き合う態度や熱意、学習準備の誠実さなどを評価に加味するのだと私は思うのでありますけれども、今回の生徒の場合は、多くの教科で1がついたということは、まさか最初から落第点である1の評価ありきの思惑で評価したのではないかと私は勘ぐりたくなるのですよ。

この高校では、どんな基準で1の評価をつけたと道教委は捉えているのか、認識を伺います。

○相馬高校教育課長 評価についてであります。高校では、各教科・科目の目標の実現に向けた学習の状況を把握するため、知識・技能、思考・判断・表現、主体的に学習に取り組む態度の三つの観点で評価する中で、学習の成果だけではなく、学習の過程を重視した評価を行っておりますが、それぞれの観点において目標に達していないと判断された場合には評価1となります。

道教委としましては、各高校が判断した評価の内容について個別に見解を申し上げられませんが、高校は、こうした評価の観点等につきまして、生徒や保護者に対し、丁寧に説明する必要があると考えております。

○平出陽子委員 丁寧に説明しようとしていると言うのですけれども、親御さんが開示請求をしたそうなのです。そうしましたら、真っ黒けっけののり弁みたいな、そんな回答が来たと言うのですよ。

それについて、それが丁寧に説明ということになるのかどうか、再度伺います。

○相馬高校教育課長 評価についてであります。開示請求に対し、非開示とした部分につきましては、他の個人の情報等であったと承知しており、関係法令や条例等に基づき、適正に処理されたものと考えております。

なお、高校は、こうした評価の観点等につきまして、生徒や保護者に対し、丁寧に説明する必要があると考えております。

○平出陽子委員 道教委としては、丁寧に説明する必要があると思うとしか言えないのだけれども、皆さんの答弁も、再質問すると、一言半句変わらず、同じ答弁で返ってくる場合もあるのですよ。

そうではなくて、丁寧に説明するということは、言葉、文言を変えて、親御さんが納得するには、どういう言い方をすると納得するのか、そのことを考えた上で回答しなければならない、説明しなければならないです。そのことを皆さんに対しても思いますので、そのことについてあえて言っておきたいと思います。

10問目の質問に移ります。

このコーディネーター教員の謝罪は、問題改善の必須条件ではありますが、やはり、処分も必要だと思うのですよ。このまま人権侵害された生徒や保護者との接触はすべきでないと考えますが、処分決定を待つことなく——処分決定には時間がかかりますからね、その処分を待つことなく、その子どもさん、生徒と接触しない学校に異動させなければならないと考えますが、処分と異動について道教委の見解を伺います。

○大越農子委員長 教職員課長立花博史君。

○立花教職員課長 教職員の処分などについてであります。懲戒処分の対象となります教員の人事上の扱いにつきましては、原則、本人の事故内容が確定し、懲戒処分決定後に、所属長の意見なども踏まえまして、異動対象者とすることも含めて検討することとしております。

当該教員に係る処分などにつきましては、今後、詳細な事実関係などを確認した後に検討することとなりますが、その上で、人事上の扱いにつきましては、所属長の意見なども踏まえまして検討することになるものと考えております。

○平出陽子委員 人権侵害をしたこの教員をこのまま野放しにしておくということは、断固反対ですよ。そういうことは本当に世間が許しませんよ。

私がこれまで質問しておりました道立江差高看の場合でも、学生に対して教員がパワハラを行いました。そして、その結果、正式処分が出る前に、学校の先生ではあるけれども、学生と接しない場所に異動させたのですよ。ですから、このコーディネーターの教員も、その学生と接触しないような場所に異動させるべきだと私は思いますよ。そのことを強く指摘したいと思います。

11問目の質問に移ります。

では、この先生は、コーディネーターなのですけれども、この先生が違うところに異動するということになったら、新しいコーディネーターを配置しなければならないと思うのです。この学校の教員が、もう少し支援を要する生徒に理解があったり、インクルーシブ教育の概念をもう少し理解していたならば、このコーディネーターの暴走に対して意見を言うことができ、暴走は防げたのではないかなと思います。この人は立派な人だからこの人の言うことは信じようということで意見が言えなかったのか、言えるような雰囲気ではなかったのか、それは分かりませんが、その人の暴走を防げなかったこの教師集団の中から、コーディネーターを選ぶということはとても無理だと思います。そうすべきでないと。そうすると、外部から違う人を呼ばなければならないのです。異動させなければならないと思うのです。

では、外部から誰を異動させるかという問題になりますけれども、この人は特別支援学校から来たのですよ。同じ特別支援学校から異動させたならば、私は同じ轍を踏むのではないかと思うのです。なぜかという、特別支援学校というものは、障がいがある子どもたちだけを集めた学校で、その子の個人の教育的ニーズに合わせて、送り出すときのために、自立と社会参加について力をつけようという学校から来る人ですから、こちらの学校では、障がいの有無にかかわらず、一緒にその子たちを教育しているという学校ですから、同じ特別支援学校から来た人だったら、私は、悪いですが、役に立たないと思うのであります。

では、誰にするのかということになれば、私は、以前、研修のことについて質問しましたがけれども、研修をしても、1回ぐらい聞いてもさっぱり分かりません。研修を受けないよりは、研修を受けたほうがいいのでありますけれども、いかに、いろいろな子どもたちを取りまとめて一つの集団として学級経営ができるか、そういうことができる人をここに入れるべきだと思うのであります。高校の教員免許を持たなければ、高校の先生になれません。一応、私だってあるのですよ。その教員免許がある人で、小中学校で学級経営がうまいという人、うまいという言葉はあれですけれども、いろいろな子どもたちを取りまとめて一つの集団として成り立たせることができる学級経営ができる人、できていた人をコーディネーターと呼ぶべきではないかな、呼んだほうがいいのではないかなと思いますけれども、新しいコーディネーターの配置について伺います。

○大越農子委員長 特別支援教育担当局長堀籠康行君。

○堀籠特別支援教育担当局長 特別支援教育コーディネーターについてであります。各学校における特別支援教育コーディネーターの指名に当たっては、国の教育支援体制整備ガイドラインで、その配慮事項として、特別支援教育について意欲があり、学校全体及び関係機関との連携協力に配慮ができ、必要な支援を行うために教職員の力を結集できる力量を有する人材を指名するとされております。

教職員の具体的な人事については、現時点で申し上げることはできませんが、道教委としては、管理職や特別支援教育コーディネーターを対象とした研修会等を通じて、全ての学校において、必要な資質、能力を持つコーディネーターの育成と、組織的な支援体制の充実に取り組む必要があると考えております。

○平出陽子委員 では、障がいの有無によらずに、インクルーシブ教育の観点で支援をすることができる、そういうようなコーディネーターを育成して、配置するというところでよろしいのですね。再度伺います。

○堀籠特別支援教育担当局長 特別支援教育コーディネーターについてであります。各学校において行う特別支援教育の対象は、特別支援学級はもとより、通常の学級を含む全ての教育上、特別の支援を必要とする児童生徒であり、道教委では、こうした考えの下、特別支援教育コーディネーターを育成することとしております。

○平出陽子委員 では、次の質問に移りますけれども、この一連の状況を打開、改善するために、第三者による事実確認等を行う会議を設置したと伺っておりますが、どのような立場の専門家で構成されていて、どのような観点で調査するのか、伺います。

○山城指導担当局長 調査についてであります。このたびの事案の事実解明に向け、現在、障がいに関する高い専門性を有し、障がいのある子どもや保護者との教育相談にも精通している道立特別支援教育センター職員と、子どもの人権問題に精通した弁護士、特別支援教育を専門とする学識経験者を構成員とする会議体を設置し、調査を実施しているところです。

このたびの調査では、関係者へのヒアリング等により事実関係を明らかにし、高校における特

別な教育的支援を必要とする生徒への指導に係る助言を行うことを目的としております。

○平出陽子委員 では、この会議の構成員の先生たちと、調査を受ける親御さんたち、それから学校の先生たちは、やっぱり信頼関係がなければならぬと思うのですよ。この人たちから聞かれたことに対して本当のことを言ったら道教委に筒抜けじゃないかとか、どういように校長に言われるかとか、そういうようなことならば本当の調査ということはできないのだと思うのですけれども、その点について、心配ないということで、構成員の先生たちと信頼関係を持てるということで理解していいのですね、再度伺います。

○山城指導担当局長 調査についてであります、このたびの調査の実施に当たり、調査の構成員からは、透明性や公正性、第三者性を確保するため、ヒアリング等は構成員のみで行うといった方針が示されたところであり、こうした調査方法などにより関係者との信頼関係は得られるものと考えております。

○平出陽子委員 会議には、直接、道教委の皆さんが入れないということでもありますけれども、その構成員の先生たちにきちんと伝えてもらいたいことが三つあります。

一つ目、親御さんが、なぜその学校に進学させたのかというその思いをきちんと受け取ってもらいたいということです。そして、その学校にうちの子を進学させたということは、何を期待していたのかということです。それから、その期待が裏切られたから、何を怒っているのかということ、この三つをきちんと調査してもらいたい、そのことを伝えてもらいたいと思います。

では、次の質問に移ります。

この第三者による事実確認結果を待っていたら、後期はすぐに終了してしまいます。この高校の正常化に向け、今後、どのように全職員が一丸となって学校経営に参画していこうとしているのか、道教委の見解を伺います。

○山本学校教育監 今後の学校運営についてであります、各学校においては、全ての教師が、障がいのある生徒を含め、多様な生徒が学級に在籍していることを前提として、全ての生徒に対し、高い学習効果が得られるよう、分かりやすい授業づくりを進め、多様性を尊重した学級経営が求められます。

そのため、校長は、特別支援教育を学校運営の柱の一つとして捉え、自らも特別支援教育や障がいに関する理解を深めるとともに、リーダーシップを発揮して校内の支援体制を構築し、学級担任などを支えることができるよう校内支援体制の充実を図ることが必要でありまして、校内委員会が形骸化しているなど、本来の果たすべき役割が機能していない場合は、必要な見直しを行い、全校的な支援体制を確立することが必要であります。

○平出陽子委員 言葉的には大変いい答弁ではありますけれども、これが実行できていたら何も問題はないのですよ。実行できていないからこそ大変なのであります。

最後の質問に行きます。

定時制高校は、障がいの有無にかかわらず、支援が必要な生徒が通学している学校であるとも言えるので、特別支援学校、障がいのある児童生徒だけが通学する教育の場とはよって立つ基本

が全く違います。

障がいの有無にかかわらず、支援が必要な生徒が通う定時制高校におけるインクルーシブ教育について、最後に教育長の所見を伺います。

○大越農子委員長 教育長倉本博史君。

○倉本教育長 受入れ体制の重要性についてであります。定時制高校では、全日制課程の中途退学者や、中学校等において不登校経験がある生徒、外国籍の生徒など、様々な入学動機や背景を持つ生徒が在籍をし、学び直しなど多様な学びのニーズへの対応が求められております。

共生社会の形成に向けましては、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合い、多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会を目指すことが重要でありまして、学校教育は、こうした共生社会の形成に向けて重要な役割を担っております。

道教委といたしましては、それぞれの生徒が授業内容が分かり、学習活動に参加している実感、達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身につけていけるかどうかを本質的な視点とし、障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し合える共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための基本的な考え方を、定時制高校の教職員を含め、学校、教育関係者が共有することができるよう取組を推進してまいります。

○平出陽子委員 文科省も、道教委も、障がいがある児童生徒の個別の教育的ニーズに対して、自立と社会参加を見据えた指導をしているということは私も承知はしております。しかし、それは、障がいのある児童生徒だけを集めた特別支援学校での指導になります。多くの保護者もそれは望んでおります。しかしながら、少数ではありますけれども、保護者の中には、障がいの有無にかかわらず将来は社会に出ることになるから、お互いの人格や個性を尊重し合える社会が大切だと思っている方もおり、そういう人たちがいるということを皆さんも認識してほしいと思います。

だから、親御さんはその力をつけさせたいのであります。親御さんは、親が亡き後、我が子が社会の中で暮らすことができるのか、どのような社会で暮らすようになるのか、それが一番心配なのであります。だから、親御さんたちは、小さいうちから、障がいの有無によらずに共に同じ場で学び合うインクルーシブ教育を我が子の教育の中心に置きたい、そう考えているのだと思います。

同じ場で共に学ばなければ、障がいのない子はある子の言動を、障がいのある子はない子の言動を理解できません。

ある障がい者の当事者の言葉があります。障がいという言葉を知らない小さな子どものうちからお互いを遊ばせてほしい、そうすると、私の友達の何々ちゃんは足が不自由だから車椅子、私の友達の何々ちゃんは気持ちをうまく伝えることができないから、よくその人の顔を見るのだというようになります。

それを裏づけるような作文を紹介します。旭川の中学生の作文です。

もし僕がKと出会っていなかったら、もしかしたら、障がい者に対して軽蔑した目で見ていた

かもしれないです。本当に、Kとの出会いは、僕たちの人生をよい意味で変えてくれて、大人にさせてくれました。僕がKと過ごした色の濃い中学校生活は死ぬまで一生忘れません。体育祭で一緒に走れたこと、学校祭で一緒に歌えたこと、みんなと授業を受けたこと。Kの親友Hより。

そういうように、障がいがある子と過ごした子は、障がいのない子たちもこういうように考えることができるのですよ。だから、分けて教育をしたら、障がいのある子の個別のニーズには応えられるかも分からないけれども、そのほかの障がいのない子たちを育てることができないのですよ。

市町村立においては、先ほど小泉さんから質問がありましたけれども、いろんな凸凹がありますけれども、いろいろな小中学校でインクルーシブ教育が実践できていますが、道立高校では定時制高校で実践できるはずなのです。それは、いろいろな支援を必要としている学生たちが進学しているからであります。そういうような定時制高校だからこそ、道の直轄校である定時制高校が、時代の先端に行くインクルーシブ教育を実践できる高校だと、そのことに誇りを持ってもらいたいし、先生たちに頑張ってもらいたいと思うのであります。

エールを送ります。でも、そのエールを送るということは、道教委がしっかりしていないと駄目なのです。道教委がインクルーシブ教育の旗を振らなければならないのですよ。振るということは、小旗を振るというわけではないのですよ。力強く振らなければならないのです。

先ほど、小泉さんの質問に対しても教育長はいいことを言っていましたけれども、でも、ちょっと視点を変えて質問されると、どきまぎしてしまう。どきまぎしてしまうということは、皆さんの心の中で、インクルーシブ教育というのがすとんと落ちていないから駄目なのです。言葉だけが独り歩きしているということなのです。ですから、道教委の本気度が確かめられるのです。本気度を感じたら、現場は一生懸命やりますよ。旗を振ったって、大したことはないのだなと思うと、現場はなかなか力が入りませんよ。

そういうことを私は期待しております。指摘をするということは期待の裏返しでありますから、どうぞそのことをよく酌みおいて教育行政を担ってもらいたいと思います。

終わります。

○大越農子委員長 平出委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

以上で通告の質疑並びに質問は終わりました。

これをもって、教育委員会所管に関わる質疑並びに質問は終結と認めます。

以上をもって、本分科会に付託されました議案に対する質疑並びに質問は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

付託議案の審査経過に関する委員長報告文につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大越農子委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

【第2分科会 12月11日 第4号】

1. 委員長の閉会の挨拶

1. 閉 会

○大越農子委員長 本分科会を閉じるに当たり、一言、御挨拶を申し上げます。

本分科会は、12月5日に設置以来、付託議案をはじめ、道政各般にわたり審議を尽くされ、本日ここに一切の審査を終了することができましたことは、小泉副委員長をはじめ、委員各位の御協力によるものであり、厚く御礼申し上げます。

以上、簡単ではありますが、御挨拶といたします。

これをもって第2分科会を閉会いたします。（拍手）

午後5時1分閉会